

令和3年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和3年6月8日(火)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番 松川正樹君
2番 上田誠君
3番 中村勘太郎君
4番 金元直栄君
5番 滝波登喜男君
6番 齋藤則男君
7番 江守勲君
8番 伊藤博夫君
9番 長岡千恵子君
10番 川崎直文君
11番 酒井和美君
12番 酒井秀和君
13番 朝井征一郎君
14番 奥野正司君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君
副 町 長 山口真君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	坪 田 満 君
総 務 課 長	平 林 竜 一 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
財 政 課 長	森 近 秀 之 君
総 合 政 策 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課 長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、議場への入場には、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（奥野正司君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、8番、伊藤君の質問を許します。

8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） おはようございます。8番、伊藤でございます。

6月議会と申しますと梅雨時（つゆどき）、また梅雨時（ばいうどき）ということで、6月12日にはアユの解禁、これは2年前ですか、水難事故ということで消防署、また消防団員は九頭竜川の捜索ということで、というときに火事が発生したということをおい出します。

そういったことで、またそのほかにも、今、アユ釣りといいますと12日にたくさんの方々が来ます。そういうコロナ時期ということで大変ウイルスが蔓延してますし、そういった中で、私のところが旅館しておるものですから毎年何日かは泊まりに来ておるんですけども、コロナで死んだというふうな悲報をよく聞きます。町内のアユの販売者ですか、そういうところから「誰々さん死んだんや」とか「コロナで死んだんや」と、そう言いますと、うちの子どもがいつも土

産を持ってきたのが来れないということで泣き出す様なこともございます。

そういったことで、今から6月の一番バッテリーとして、消防団の地域防災力の充実強化ということで、一つ質問させていただきます。

消防団と申しますと脳裏に浮かびますことは、すぐに、火災のほか地震、そして豪雨、風水害、水難事故等、近年、全国各地で大規模災害が発生した際には多くの消防団員が出動しております。本町においても消防団員は、災害防御や住民の避難支援、被災者の救出、救助の活動を行うこととしており、地域住民からも高い期待を寄せておられます。将来的に、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が懸念されており、また、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心、安全の確保のために消防団が果たす役割はますます大きくなっております。

総務省消防庁においては、平成25年12月に設立しました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき取り組み、市町村については、全ての災害、訓練に出動する消防団員を基本としつつ、地域の実情に応じて消防団の組織、体制を整備することができるよう、制度の選択を可能とする方策や採用要件の条件を見直しし、幅広い層の人材が入団できる環境の整備をと働きかけております。これらの整備の中には、報酬及び出動手当の引上げとして、消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動内容に応じた適切な支給を各市町村に対して引上げを要請されております。

福井県内では、高いところで2万1,000円、低いところでは1万6,500円、福井県内の平均は1万8,750円、近年の富山の平均は2万6,267円で、また石川県の平均は3万7,926円、そして東京の平均は6万1,545円です。全国平均においては3万925円となっております。ちなみに永平寺町の平均は2万円でございます。新聞報道によりますと、県内の報酬は際立つ低水準であり、東京都の3倍超の開きがあると報道されております。

地域消防団は見えない活動が多くあることを理解してはおりますし、待遇面においてもよく聞くことがあります。そういったことから「最近は担い手がなく、団員確保が難しい。だからこそ、その金額面」と待遇改善の必要性を強調しており、「地域住民の安全、安心を守る使命感で活動している」とか「報酬や手当は個人が欲しいと言ったことはない」ということから、また「懇親会などを通して絆をつくることも大切だと考えている」、また「団員は、地域において目に見えないポンプ車や消防のホースの点検、また防災・防火活動等を行っておる」こと

を元団員は訴えております。

そこで、消防団の地域防災力の充実強化についてお伺いをします。

まず初めに、消防団の現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） 伊藤議員の質問にお答えします。

消防団の現状について、永平寺町消防団において団員数の推移と平均年齢の推移はとのお尋ねでございました。

永平寺町消防団における過去5年の団員の推移でございますが、平成28年264名、平成29年271名、平成30年277名、令和元年268名、令和2年262名で、おおむね横ばいで推移しております。

福井県の団員数は約5,700名から約5,800名でおおむね横ばいで、全国の団員数は85万6,000名から81万8,000名で年々減少しております。

次に、永平寺町消防団における過去5年の平均年齢でございますが、41歳から42歳で、横ばいで推移しております。

福井県においては42歳から43歳で横ばい、全国においては40歳から42歳と年々上昇しております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 女性消防団員の活動は知っておりますけれども、現在の団員数は何名でございますか。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） 女性消防団の現在の団員数はとのお尋ねでございますが、女性消防団は現在、25名の方が入団しております。内訳としましては、女性団員の方が14名、機能別団員の大学生防災サポーターの方が4名、機能別団員の減災ナースの方が7名の計25名でございます。

女性消防団の方の中には、大学生防災サポーターで入団し、福井大学病院に就職したため、継続して活動したいと女性分団に入られた方もおられます。そのことは全国的にも珍しく、ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」にも、ゲストの元オリンピック選手、有森裕子さんとの電話対談が6月末に放送予定でございます。

また、2年前には、横浜で開催されました全国女性消防操法大会に半年間、夜

間に規律訓練やホース延長訓練等、厳しい訓練と体の痛みに耐え、福井県代表として出場しております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 女性消防団の活躍ということは私も知っておりますけれども、中身までは今聞いて分かりました。

3番目といたしまして、機能別消防団は一般的な消防団員とは異なると言われておりますが、どのように違うのか。また団員数もお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） 機能別団員と一般的な消防団とはどのように違うのか、また団員数もお願いしますとのことのお尋ねでございました。

一般団員は、昼夜を問わず全ての災害や訓練等に出動しますが、機能別団員は、火災対応団員を除き、大規模災害に限定し専門性が発揮できる災害に出動します。

機能別団員の活動としましては、まず大学生防災サポーターは、学園都市の特性を生かし、大規模災害時、各避難所における傷病者等の応急救護と消防機関、医療機関との伝達を行います。現在、福井大学医学部学生及び看護学生の方10名でございます。

次に、建設重機オペレーターは、大規模災害時に事業所の重機、特殊車両を活用し、倒壊建物、土砂崩れに伴う生き埋めの被害者の救出活動に当たります。現在、5事業所の方、17名でございます。

次に、火災対応団員は、平時の火災に出動し、速やかに消火活動や後方支援活動を行い、平日の仕事等で出動できない一般団員をサポートしております。現在、永平寺町職員の方15名でございます。令和元年に発生しました大規模工場火災では、火災対応団員の役場職員の方が迅速に現場に出動し、消火活動や不足資機材の搬送、飲料水等の補給、交通整理、器具撤収などの活動をしております。また、平成28年の宮重での火災、令和2年の小畑での火災にも出動し、活動しております。

次に、町の減災ナースは、大規模災害時にその資格を生かし、応急救護所及び指定避難所等で応急手当て、健康管理等の活動を行い、災害関連死の予防に努めます。現在、県立病院と日赤病院の看護師の方7名でございます。

大規模災害時活動支援員は、大規模災害時に災害情報の収集、各避難所の開設、町民の避難誘導、安否確認、避難所運営等の支援を行います。現在、自主防災組

織リーダーの方89名でございます。

令和3年4月1日現在、機能別団員の方は138名でございます。機能別団員につきましては、災害時の必要性を考慮しながら段階的に5つの役割で任用しております。この取組は全国的にも先進的なものとなっております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 防災安全課から、大規模災害時活動支援員のことでお話しさせていただきます。

本年度より、自主防災組織のリーダー89名が大規模災害時活動支援員として、地域防災力の向上を目的に機能別団員に加わりました。これは全国的にも初めての導入例となります。

活動は、大規模な風水害や地震時に警戒レベル4が発令された場合に出動しまして、地元の避難所の設置や運営、避難誘導など初動対応に当たります。

業務は今までの自主防災組織と同様で、新たなものは追加されておられません。活動に伴う手当や公務災害補償がより一層充実されました。

以上です。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 一応機能別団員ということも理解はしておりますが、いろいろと調べまして理解はしてきておりますけれども。

特に4番目といたしましては、永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を令和3年3月12日に公布しておりますが、消防団員の報酬及び費用弁償の改正はなかったのかどうか、お伺いをします。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） 令和3年3月12日に公布した改正点につきましては、消防団の報酬及び費用弁償の改正はございませんでした。

なお、現在の消防団の報酬につきましては、団長10万5,000円、副団長7万8,000円、分団長6万円、副分団長4万円、班長2万5,000円、団員2万円、機能別団員班長5,000円、機能別団員4,000円でございます。

続きまして、現在の費用弁償につきましては、災害出動が1回3,000円、警戒、訓練等1回2,400円です。基準は、1回につき4時間としております。4時間以上8時間につきましては出動2回となります。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 各自治体には地方交付税として来ているわけでございますけれども、県内での実際の支給額の、ここを上げるとかそういう話は何も、県内での動向はどういうふうな動向、議会においてもなかなか、少額ではございますけれども、上げるのにはやっぱりいろいろ県内の状況も見て上げなあかんのですけれども、消防団員の給与というんですか、それはほかの市町の給与の話合いはないんですか、あるんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） ただいまの質問は、県内の動向はとのお尋ねと思っております。

県内の動向でございますが、報酬につきましては1万6,500円から2万1,000円で、平均が1万9,438円でございます。平均に満たない消防団につきましては、今年度、2万円に引上げを検討していくとお聞きしております。

出動手当につきましては2,500円から3,000円で、ほとんどが現状維持とお聞きしております。

永平寺町消防団としましても、県下の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 県内の動向はやっぱり見なければならぬということで、独自ではなかなか難しいということですね。

次に、消防団の充実のための施策に入りたいと思います。

現在、総務省消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について取り組んでいると知らされておりますが、永平寺町ではどのような施策をしてきたのか、お伺いをします。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） 消防団の充実強化のための施策についてのお尋ねでございました。

消防団の充実強化としまして、施設設備の強化では、分団施設の建設、ポンプ車及び積載車の更新による強化と、団員の個々の装備品や資機材の確保と整備による強化でございます。

次に、機能別団員の任用による人員の強化でございます。特に機能別団員の大規模災害時活動支援員につきましては、機能別団員のところで申し上げましたが、自主防災組織のリーダーの方にご協力をいただいております。その中には消防団OBの方もおられます。この消防団OBの方は地域の状況もよく把握されておりますので、消防本部や防災安全課との連携も図れ、非常に重要と考えております。

施策につきましては、現在の取組を継続することと、町民の高い防災意識を継続していただくことが充実強化につながるものと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 私のお願いとしてはね、全地域の自主防災組織においては、行政の指導の下に活発な活動をしており、各自治会において組織の中で、消防団OBや防災士が情報収集班とか消火班、避難誘導班、救出・救護班、給食・給水班と役割を担っておりますということで、私のところの地域は、私は20年ほど前から10年間ほど会長をさせてもらいましたし、そのほか、また10年ほどは顧問として残っておりますけれども、そういったことで、OBの方、また防災士の方などをお願いしてそういったことも充実するようにご指導をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、近年の消防団の活動ということでございますけれども、町内において大災害がなければ安全なことということで、皆さんが協力しながら防災活動、広報活動、また消防団のPRとかそういったことをしていることは感謝をしているところでございます。今後とも、町民一人一人が安全で安心な防災のまちづくりをお願いをしたいと思います。

これをもちまして……、はい。町長、お願いします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に消防団の皆様には日頃から、特に共助の部分で活発に活動をいただいております。特に永平寺町では、自主防災組織があったり防災士の皆さん、またいろいろな団体の皆さんが年々意識が高くなってこられまして、本当にいろんな活動をまた行政のほうにも提案をしていただける、そういった状況になってきました。

永平寺町ではもう一つ、消防団の皆さんには、皆さんではないけど一部の方々には防犯隊の役割も担っていただいております、これからアユシーズン、そういった中で水難事故、そういったことにも今対応していただいております。しっ

かりとこの時代に合った支援、また設備、こういったことをまた行政としてもしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、ほかのいろいろな防災関係の団体の皆さんとのつながり、こういったことも積極的に進めていきたいと思ひます。またご指導よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） 8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 次に、1番、松川君の質問を許します。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） よろしくお願ひします。

今回、久しぶりに欲張って一般質問6個を用意をさせていただきました。一生懸命できる限り要領よくやって、最後まで何とかたどり着きたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

まず1番、松岡藩廃藩からちょうど300年だがをやります。

えい坊館のワンフロアのリニューアルが話題になったことから、松岡藩の歴史が気になり、少し調べました。すると松岡藩は1721年に廃藩になっていて、今年でちょうど300年だということに気がついたわけです。私自身、びっくりすると同時に、しまったとも思ひました。もう少し早く気がついていればよかったと悔やみながらも、関係者の方々にすぐお知らせをしておきました。中には、反応が驚くほど冷ややかな方もいらっしゃいました。松平昌勝公顕彰会でも特にその話題は出ていないということも分かり、平成5年に300年大祭で大いに盛り上がったのになど寂しくは感じました。と同時に、いろいろ考えさせられました。しかし現実には現実です。これから盛り上げていきたいと思ひます。

1721年から少し遡ります。当時の福井藩主、松平忠昌が死去し、忠昌の遺領中5万石を次男の昌勝に分封して松岡藩を創設したのが1645年です。そのとき初めて松岡という地名が登場するようになったのですが、突然藩が置かれることになって、絶対の至上命令として、村の土地を御館や家中屋敷、城下町の造営のために差し出さねばならないようになったとき、芝原江上村の当時の村人の驚きと不安は言語に絶するものがあつたと記されています。

1648年2月には藩としての必要な土地の取上げは全て終わり、1653年には館造営の工事も始まりました。館の敷地、坪数7,780坪であります。工事は順調に進み、1654年には昌勝公は江戸から松岡へ初入部となりました。

時に昌勝公、数え年で15歳でありました。これより昌勝は、1693年6月27日、江戸にて病死するまで49年の長きにわたって松岡の基礎と藩政を整える上に力を尽くしてきたわけであります。二代目の藩主は昌勝の三男の昌平ですが、この昌平はその後福井藩主になってしまいます。すなわち松岡藩は福井藩に吸合であります。これをもって松岡藩は廃藩となったわけでありますが、これが1721年、突然藩ができたときも大変だったですけれども、藩を失ったときも大変に決まっています。松岡の町民の生活は非常な苦難を迎えることになった。戸数も減るし、人口も著しく減っていった。

1645年以来、前後の77年、はかなく消えた松岡藩の歴史ではありますけれども、その間、松岡は、福井東方の政治、経済、文化の拠点として繁栄し、以後もその地位を確保するに至った基礎は、全てこの時期に築かれたと言えます。言い方を変えれば、松岡は農村から城下町へと急変し、それも僅か二代の77年で廃藩となり、藩を失ったこの地は生活の途が絶たれたも同然で、町民にとってはこれまた重大な問題であったのです。はかなく消えた松岡藩、時代に翻弄された松岡の村民、町民。しかし、どっかり松岡は生き残った。今は永平寺町として新しい未来を築こうとしています。

さて、松岡藩廃藩300年の節目に当たり、何も大々的な記念事業を催したらどうか、声高に申し上げるつもりはありません。しかし、何事もなかったように済ますわけにもいかないのではないかというのは私の正直な気持ちであります。今松岡を生きている我々がその歴史を振り返り、見詰め直し、何かを学ぶことに大きな意義があるのではないかというふうに思うのです。幸い私たちの先輩方が松岡町史下巻を昭和47年に、松岡町史風土編を昭和50年に、そして松岡町史上巻を昭和53年に発刊をされた経緯もあります。全てそれらの書物をひもとくことをしないと町としてもいささかまずいのではないかとも思います。過去の歴史を今徹底して学習し未来につなげることは、今を担っている我々住民の務めではないかと思えます。

今のえい坊館の設立の目的の一つに、350年大祭を復活祭と銘打って、あるいは300年大祭の再現という表現も使っていた資料を何年か前に読まさせてもらいましたけれども、あと22年で350年が来ます。盛大におやりになればよろしいかと思えます。廃藩から300年、その300年の軌跡をしっかりと見詰め直し、松岡が存在し続けたことをまた喜び合う。そこから未来を見る未来図を設計する。過去から学べることは多々あると思えます。

この時期に、町長が所信表明でも述べられたエバレットさんの登場は、ある意味タイムリーな御縁と言えるかもしれません。私はもう1年間以上も前から、役場さんから一つの情報としてこのことを伺っていました。特に何年か前にエバレットさんとお会いをしてお世話をされた役場の職員さんから、エバレットさんの書いた本を3冊貸していただきまして、一つを読みました。相当の教養力をお持ちの方と理解できますし、写真家としての芸術力、技巧力もある。エバレットさんのその人、ユニークなエピソードとしては、エバレットさんのご先祖、その方も写真家ですが、1853年、あのペリーの黒船に同乗して日本にやってくる。このこと一つだけでも、我々永平寺町民が一つの目的に向かってエバレットさんと行動を共にすれば、物すごい注目を浴びることになると容易に想像がつかます。

また、エバレットさん自身の目的の一つは、全国にお住まいのお友達、エバレットさんのお友達の芸術家の方々に永平寺町に住んでいただくことらしいです。一種の芸術村づくり構想であります。永平寺町にはそういう芸術村ができる潜在力があるらしいということです。この話を聞くのが一番の楽しみです。松岡十二曲がりの魅力についても訪ねなければならないと思っております。

いろいろ聞きたいことはたくさんありますけれども、私が言いたいのは、エバレットさんの壮大な構想に我々が唯々諾々とではなくて、こちら側も町として何をしてほしいという、がっぷりと四つに組める構想を用意しなきゃならないと思っているところではありますが、いろいろ述べましたけれども、実は既にエバレットさんと、40代の方々が中心となって15人の方々がお会いをしてるんですね。ほんでちょっとその人たちの感想を聞いてると、あんまりその方は、エバレットさんは本はお書きになるんやけどそんなにしゃべってくれないというところがね、ちょっと何を求めているのか、何をしに来たかということが分かりづらいということがあって、ひとつそこら辺をね、今度私どもがお会いできるときには、エバレットさんがどんなことを目指してるかということをお聞きするとありがたいと思いますので、何かご答弁をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） まず、松岡藩廃藩300年ということに関してお答えをします。

松岡藩廃藩300年ということに関しましては、以前に松川議員さんからお伺いをしまして承知をしているところでございます。松岡藩のこと、それから町の歴史、松岡の歴史についても知ってもらいたい機会でもあるということで、私ど

もも課内で今検討しているといったところでございます。

現在、松岡公民館の資料室において文化財企画展を開催をしております。6月1日から9月30日までということでございますけれども、現在は第1期という形で原始時代から古墳時代の考古資料を展示をしているところでございます。これの11月からの第2期という計画があるんですけれども、その際に松岡藩に関することをテーマにできればというふうに考えて、今現在、展示できるような資料を探しているというふうな、企画をしているというふうなところです。展示会ができましたら、直接当然御覧をいただくこと、それから関連の内容で講演会をするということも企画をしたいと思っておりますし、展示会や講演会の様子をケーブルテレビで放送することで松岡地区以外の方にも皆さん広く紹介できるというふうに考えております。

また、廃藩300年を記念してのことではございませんけれども、松岡公民館正面のロビーの壁を利用しまして松岡地区の歴史を紹介する、特に江戸時代といえますか、松岡藩のあたりが中心かなというふうに思っておりますけれども、そういうふうな展示も計画をしております。既に古地図を設置しておりますけれども、順次、歴史年表なども整備して設置をしていく、掲示をしていく予定でございます。また、町立図書館においても松岡藩に関連した企画をできないかなというふうなことで今検討をしているところでございます。

続いて、エバレット氏に関してでございますけれども、現在、町としても積極的にといいますか、県と連携をしながら取組を進めたいというふうに思っております。議員ご指摘のように、町内の若手の40代を中心とした方々とも、懇談会というんですかね、そういうような場面も催させていただきましたし、今後、町内の方々とも会っていただく、お話を聞いていただくような場面もつくっていきたいというふうに思っています。

エバレット氏に関しましては、特に一つの案としては十二曲がり、今回のテーマ的には十二曲がりについて、興味があるといいますか高く評価をされているというふうなところもございます。そういったまちづくり的なことも住民の皆様とも一緒に考えていきたいというふうなところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） エバレットさんにつきましては福井県のブランド大使にも任命されまして、先日、永平寺町でも活動していただくんですが、福井県を中心に

実行委員会もつくりまして、しっかりと県を通じて、また町ではどういったことができるかということもしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

そして、永平寺町にはエバレットさんをはじめいろいろな方々が訪れまして、この町並みの魅力であったり、何でもこういうふうな歴史になっているか、こういった方々が非常に多く来られております。ゴールデンウィークの後には微遍路の田中さんもこの町を訪れていただきまして、いろいろな、私たちが当たり前だと思っているところがいいと、ここはすばらしいとか、そういったご提案もいただきましたし、何よりも、今、生涯学習課に来ていただいている南先生がいろいろなこの永平寺町の歴史についてひもといていただいて、古墳から出た出土品であったり永平寺町の歴史、文化、これがいかに福井県にとって、また日本にとっても大切なものなのかを改めて私たちに伝えてくれております。

エバレットさんにつきましても、田中さんにつきましても、また南先生につきましても、私たちが当たり前だと思っていたことが実は宝だということ、私も議員になる前は、御像祭り、これ天龍寺の祭りかなと思ってたんですが、実は松平昌勝公の御像を祭った祭り、また十二曲がりも、城下町ならではの道なんですけど、何で十二曲がりというのかな、私たちに当たり前のことが実は忘れてしまってる。もう一度こういった、エバレットさんとか田中さんとか南先生とか、またいろいろな町民の方々にもう一度私たちに、基本といいますか、なぜこういうふうな町になっているか、この歴史をしっかりと伝えてもらう、またそれを町民に伝えていく、これが私たちの仕事だなと思っておりますので、またいろいろなご指導いただければと思います。

この前も、公民館でやっている縄文からの土器のそういったのも、南先生の説明を聞きますと、本当にこの永平寺町では大先輩が活動しているいろいろあったんだなということも、歴史のロマンみたいなのも感じますので、そういったのを併せて積極的にこれからやっていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

先ほどペルーの黒船の話をしましたけれども、私自身は今本当に、まさにエバレットさんは私にも黒船が来たような、そのぐらいのインパクトを持っています。だから物すごくワクワク感があるんですが、これを利用しない手はないというと同時に、相当難解なことにもなるかなと思うんで、我々も少ししっかりと対応していきたいなと思っております。ありがとうございました。とにかく頑張ります。

よう。

2 番目、超高齢社会を迎え撃つにはに移ります。

以前、「超高齢社会、先頭立つ日本」という見出しの新聞の特集記事に引かれ、何回も読み返しました。書いた方は京都大学教授の広井良典先生という方です。ご専門は公共政策と科学哲学であります。現在の日本の高齢化率は28.7%で既に世界一らしいです。この割合は今後、65年頃には約38%でピークを迎えるまで増加を続けていくと予想されます。ある意味でこれは人間の歴史や生命の歴史における初めての経験であり、私たちは人類史の前人未到の領域に足を踏み入れ、しかもその先頭を歩いていくとも言えるとおっしゃっています。まさに日本がそうなっていると。

こうなってくると、超高齢社会あるいは高齢期ないしは老いということについても新たな発想が必要となってくるだろうと。そうした点を考える一つの手がかりとして広井先生は、米国の精神科医で老年学の研究者であるジーン・コーエンという方の議論が参考になると言っています。すなわち高齢期は人生の中でも極めて創造的、クリエイティブなほうの創造的ですが、その創造的な時期であると言っています。コーエンは一般的常識とは異なっています。そう言われると高齢者としては悪い気はしません。むしろうれしくなってきます。脳科学研究の最近の知見なども踏まえながら、創造性には年齢の上限がないばかりか、後半生になってから最大限に発揮されることも多いとおっしゃっている。ますますうれしくなります。

コーエンは、その典型的な例としてあの葛飾北斎を挙げています。なぜなら北斎が著名な「富嶽三十六景」の作品群を描いたのは60から70代と言われており、まさに高齢期において創造性が一層開花したと言えるからであります。葛飾北斎については、テレビなどがよく特集を組んでいます。ついこの間もこの手の番組もありました。これからもあります。最近、徐々に周知の事実となってきました。

さらにコーエンは、ご自分の著書である「いくつになっても脳は若返る」の中で、臨床経験も踏まえて、人間の後半生の心理を4段階に区分して論じています。まず第1段階は50歳前後からの再評価段階、第2段階は60歳前後からの解放段階、第3段階は70歳前後からのまとめ段階、最後の第4段階は80歳前後からのアンコール段階ですが、いずれの段階にも様々なプラスの意味を論じています。超高齢社会とか高齢期というテーマは概してマイナスの論調で語られること

が多いんですけれども、これも高齢期をポジティブな側面に目を向けているのが特徴であります。

もう一つ、広井先生が力点を置いていることは、実は人間の一生は、子どもの時期と高齢期が長いことに特徴があるとしています。つまり、人間の子どものほかの動物などよりゆっくりと時間をかけて大人になることに意味が大きいのだということ、そこにこそ人間の豊かな創造性が宿っていると強くおっしゃっています。同時に、高齢期が長いのも人間の大きな特徴です。それは、自分たちの経験を次の世代に伝えることが、人間にとって非常に重要な意味を持つからであるそうでもあります。ここが大きなポイントであります。ここに高齢者が生きがいを感じると言ってもいい。

もう一つの言い方として、生産や効率性とは縁が薄いように見える子どもと高齢の時期にこそ、人間の創造性の源があるのだとおっしゃっている。これは先ほどのコーエンの議論ともつながってきます。

そこまで言われると、私も高齢者の一人として自分の生き方がどれくらい創造的なのかと意識してしまいます。自分の精神面については我知るで多少は分かっているつもりですが、人前で自画自賛するようなことははばかれるかと思いませんので言いませんけれども、ただ、全体的な高齢者の実態はどうなのだろうというのは気になります。本当に実態を調査しようとするれば、それこそ永平寺町でもアンケートから始めるべきとなるかもしれませんが、私は、実際の傾向としては、広井先生や老年学のコーエン先生のおっしゃっていることが正解だと思います。だから我々高齢者はそう自覚すればいいし、地域の方々もそのような見方で高齢者に接してくださればいいと思うんです。

さて、少し話題は替わるんですけれども、今の社会教育の実態は弱体化していると言われてもう久しいんですけれども、PTAは別格としても、私はここ5年間、老人会の活動をさせてもらって気がつきました。既に老人会は社会教育団体として活動していることと実感しています。組織もしっかりしているし、何しろ時間があります。人間関係の付き合いもいい。時間をお持ちであると同時に、人をお持ちでもある。まだまだ伸びる伸び代がある。老人会自身に社会教育団体という自覚はないかもしれませんが、なくてもいいんです。周囲の福祉課や生涯学習課が認識してくださればいい。既に気がつかれ、そういう方向で動いている面もあります。ありがたいことでもあります。

ただ、私が申し上げたいのは、行政の方々をお願いしたいのは、高齢化という

言葉が全てマイナスイメージで使われているとしたら全く奇妙なことで、高齢者が社会に貢献できる活動は幾らでもできますし、永平寺町の場合、実際しています。お世話する対象としてだけ老人会を見ないでほしいと、まだまだ若い者に負けないと思っているだけでも十分な貢献であります。実際、そういう高齢者は今います。残念ながら、肉体的パワーとか健康面においては落ちています。車の運転だってあまりしたくない。そういう弱点は補っていただきたいけれども、無から有をつくる創造的な仕事だったり芸術的分野だったりすれば目を輝かせる高齢者もいます。そこら辺を周囲の方々、特に行政の担当者がぜひ付度していただければ世の中がうまくいくんではないかと思います。

もっと言うと、広井先生のご専門というかコーエン先生の老年学の知見についても行政関係者や、あるいは老人会関係者がもっと積極的に学ぼうという姿勢を取ってくだされば、超高齢社会も迎え撃つことができるんだということを思います。どうか、私のただいま力説した「高齢は、人生の中で最も創造的な時期である」ということをご理解されていただき、永平寺町は創造的福祉に挑戦して下さることをご期待申し上げます。

理事者側より、まあ若い方もいらっしゃいますけれども、第2段階の60歳前後の方も多うございます。解放段階です。そろそろ解放されていらっしゃるはずです。以前の議会の答弁とは少しニュアンスの違うご見解が聞けるのではないかとこのように期待を申し上げます。私ももう少しすると第4段階の80歳前後に突入しますけれども、そのアンコール段階です。どんなことをアンコールするか非常に楽しみにしながらもう少し生きてみようとしていただいているところであります。

この記事で最後に広井先生は、若い世代のことも言及しております。広井先生は、日本の場合、国際的に見て、子どもや若い世代に対する様々な支援が非常に手薄だ、人生前半の社会保障における支出が乏しいともおっしゃっている。実際、社会保障費の約7割は、年金や介護など高齢者向けとなっています。だから超高齢社会や高齢期のポジティブな面を受けて発想の転換を行いつつ、シニア負担の世代間の配分の在り方を正面から議論していくべきだとしています。そのことを最後に申し添えて、行政のお考えを知りたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） 建設的なご提案を賜りまして、ありがとうございます。

高齢期は人生の中で極めて創造的な時期であるとのお話でございますが、永平寺町の健康長寿クラブの数を見ますと、まさにそのとおりであると日頃から感じているところでございます。また、永平寺町健康長寿クラブと行政との関係は非常に良好であると認識しているところでございます。

具体的に行政と健康長寿クラブとの関係について申し述べさせていただきますが、現在、支所が事務局をお預かりしてございます。その活動の内容によりまして、支所と庁内の関係部署が連携をして応援してございます。例えば社会教育的な活動は生涯学習課と、健康長寿につながるような活動は福祉保健課や生涯学習課と連携、またデジタル化活動につきましては総合政策課や生涯学習課と連携して健康長寿クラブの活動、支援をサポートしているところでございます。

また、活動の内容によっては3つ以上の部署が連携して活動の支援をしており、福井大震災の記憶を後世に伝える活動、こういうこともやっておりますが、これにつきましては、福祉保健課、生涯学習課、学校教育課、それと当時の生活安全室が連携し活動を支援、サポートしてまいりました。

令和2年度と令和3年度は、支所と総合政策課、生涯学習課が連携して、通信事業者の協力を得ながらスマホ教室を展開し、いずれの教室も定員を超えるような申込みをいただいているような状況でございます。

健康長寿クラブの事務局をお預かりして感じているところは、時と場合によっては、その活動の積極性に事務局としてたじたじとするような場面もございます。健康長寿クラブの活動内容、方向性につきましては、自らが発想し、自らが活動する自主的、自立的、そして多様性のある活動を展開しており、行政の役割といったしましては、クラブの目指す創造的な活動が実現するように後方支援あるいは側面をサポートするというような関係となっております。

一例を挙げますと、ニュースポーツのレクリエーション吹き矢でございますけれども、こちらの活動展開については、ある単位クラブにおきまして、若手会員、加入希望者が少ないということから青年部を独自で立ち上げたところ、二十数名の若手会員が入りました。その青年部長の発案でレクリエーション吹き矢を取り上げたところ、会員全体、永平寺町全体の賛同を得て、クラブの行事あるいは福井県立大学との世代間交流で実施するなど、高齢者が若者と共に楽しむような活動となっております。ちなみに、吹き矢は口の筋肉と腹式呼吸の鍛錬が自然のうちにできるため、健康長寿や介護予防に役立つようなスポーツとなっております。

レクリエーション吹き矢に限らず、健康長寿3年日記を制作と普及推進、福井大震災の記録の整理と後世への伝承活動など、行政主導ではなく健康長寿クラブの自主的な活動が展開されたもので、全国老人クラブ会長賞を3回、内閣府の社会参加章を受賞し、全国的な誇れる活動となっております。

今後の活動につきましても、議員仰せのとおり、クラブの自主性、自立性を尊重しながら極めて創造的な活動が多方面に展開できますように、事務局を預かる行政として後方支援あるいは側面からサポートしてまいりたいと存じますので、クラブ員の一人としてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど健康長寿クラブのお話ありましたが、このほかいろいろな、本当に大先輩方、まちづくり、いろいろなところでご活躍をいただいております。子どもたちの見守りから、先日はあるエリアの方々が、大雪が降ったときに自分たちでグループをつくってこの除雪を、自分らは道のことよく分かってるし除雪の支援ができないかという提案とかもいただいておりますし、また買物の支援であったりいろいろなところでご活躍をいただいております。

今、少子・高齢化社会の中でなかなか、生産年齢の皆さん、まちづくりも関心を持っていただきたいところですが、まずは生活であったりいろいろな仕事、そういうのがいろいろな中で、本当に高齢者の皆さん活発にやっております。健康長寿クラブももともとは老人会という名前でしたが、私たちはこれからしっかりと健康で長寿でやっていくという、そういった思いと、災害の紙芝居、これも、私たちは救助されるほうではなしに、できることはしっかりとこの災害について、子どもたち、また皆さんに引き継いでいく、また、いざ災害になったときはそういう減災につながるような活動をしていく、そういった思いでやられております。

これからも町としましても、こういった活発な皆さんと一緒に、またしっかりと支援をしながらまちづくりにご協力いただきたいなと思っておりますので、また松川議員のご指導もよろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

本当は再質問したいんですが、例によって時間が差し迫ってますので先を急ぎます。

3番目、タブレット。学校のタブレット、家ではゲーム機に移ります。

具体的にどうということかといいますと、国のGIGAスクール構想で全国の小中学生らに1人1台のタブレット端末などの配備が進む中、閲覧や使用を制限するフィルタリングを学校側が設定しても、子どもが抜け道や裏技を使ってゲームや動画サイトに熱中する問題が起きています。政府主導の高価な学習用端末がゲーム機になってしまう状況に、学校関係者や保護者が頭を悩ませています。

今のところはよその県の話なんですけれども、そもそもは、当初から1台ずつネット回線をつけ、家に持ち帰らせている。文科省もはなから新型コロナウイルスによる休校など、非常時の学びの保障や家庭学習での有効性から、端末の積極的な持ち帰りを進めていました。だから文科省は慌てて3月12日、端末の利活用に関する注意点や保護者との共有事項を各都道府県に通知し、併せて、抜け道を使って学習以外に使われる実態について、各教育委員会に適切なルールをつくらせ、使い方の教育を徹底させたいと。あとのことは現場で考えてねということらしいです。

NTTドコモによると、提供するフィルタリングでは、閲覧の制限に加えて、管理者側による通信量の把握も可能とのことであります。ただ、基本ソフトの設定変更でフィルタリングを無効にできる上、可否の区別が難しい検索ワードもあり、担当者らも限界があるとはっきりしない。メディア教育の専門家は、ネット上で新しいゲームや動画サイトが増える中、完璧な管理は無理という前提に立つ必要があると指摘、子どもに自覚を持って使うようにさせる重要性を説いていますと紹介されていましたが、一方的に制限すると反発したくなるのも子どもとも言い、なぜ制限が必要なのか子どもに納得してもらい、子どもも含めてルールづくりをするのが理想ということをおっしゃっています。

これら三者三様いろんなことをおっしゃっていますけれども、どう決着させるのだろうか。我々にも責任があります。予算を承認したんですから、多少の責任はあります。家庭でゲームをさせないためには、家への持ち帰りを禁止すれば済むことで簡単なことではありますが、しかしそれでいいのだろうかとも疑問に思わないわけでもありません。やっぱりもっと深く考えないといけないと思います。これでは、教科書を学校の机の中に置いて帰る置き勉強と一緒に、宝の持ち腐れになってしまう。新聞記事を読んでも文科省が最後まで面倒を見ようとしていないし、家庭の親もゲームばかりしていると嘆いてばかりいて、親として教育に参加しようとしません。タブレットをいかに利活用するか、親の立場でルー

ルづくりに参加をすればいいと思います。またしても現場の先生に何とかしろと なっています。現場を熟知していない教育委員会がルールづくりをという声もあ りますけれども、今のところは慌てて、なるほどなという話をしようとする動き もない。

私はここでね、私一人で考えたわけでもないんですが、この状態に対してね、 やっぱり主役は当然子ども自身なんだから、正解は、タブレットの取扱方に子ど も自身が中心となって参加していくことなんだろうというふうに申し上げたい。 あわせて、親もタブレットを使いこなせる世代なんだから、その家で、家庭で親 子が知恵を出し合って盛り上がればいいというふうに思いますが、いかがでしょ うか。お尋ねします。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） タブレットにつきましてですけれども、今現在、永 平寺町では、タブレットを自宅に持ち帰る際には、その都度、学校から教育委員 会のほうに、使用目的とか、あと持ち帰りする期間、そのようなことを説明とい うか届け出るといような取決めになっておりまして、家庭でGIGAスクールの タブレットを日常的に使うといったような状況でも今はまだございません。

家庭でのゲームでありましたり、またテレビやスマホなどに関する取決めにつ きましては、以前から各校スマートルールというものをつくっておりまして、こ れには生徒会や保護者も参加してそのルールを決めているといったような学校も ございます。GIGAのタブレットのルールにつきましても、当時のICT研究会 が取扱いの説明とか使用する際のルール、このようなことをまとめた冊子を作 りまして、端末を配ると同時に児童生徒にそのルールの冊子も手渡しまして丁寧 に説明を行っているところでございます。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 補足説明をさせていただきます。

今、課長のほうから現在の状況について説明があったと思いますが、今後はや はり災害時、特にコロナはそんなに長期的に休校というようなことはございませ ん。したがって、GIGAスクールの研究会、「e-まなび」っていうんですけど、 その研究会には、やはり子どもが主役の授業づくりに有効活用する研究を進めて ほしいということを常にお願いをしております。その中で学校のほうから、学習 指導要領の中に示している主体的・対話的、深い学びというんですね。これはア クティブラーニング、この学習を進める上で、やはり家庭学習の中で自分の考え

をしっかりとめてタブレットに入力して、それを基にして次の日の授業に生かすというふうな、そういうふうな取組もこれからの授業をさらに充実させるためには必要だというふうなことは、教員のほうからそういうふうな意見も出てますので、今後はそういうふうな活用方法も必要ではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 1 番、松川君。

○1 番（松川正樹君） ありがとうございます。

基本的には学校のことですから学校及び教育委員会にお任せをしたいと思いますが、頑張っていたきたいと思えます。

次に移ります。

校則の見直しについてであります。

世の中には、学校によってはブラック校則と言われるほど、子どもの人権を軽く見た、誰が考えてもおかしいというひんしゆくものもありますけれども、永平寺町の場合はそういうものではないです。生徒なりに言いたいことがあるのでしよう。

私自身の経験で恐縮ですけれども、もう60年前、松岡中学校の生徒だった頃に生徒手帳に校則が載ってたことは知ってます。読んだことがあります。「結構細かいことが書いてある。ああ、そういうもんだな」というふうに思っただけで別に反発心はなかった。ところが今の子どもたちというのは、そういう意味では随分と精神的に大人になったんだなということを感じます。本当に頼もしく思います。自分たちで現状を変えていこうという前向きな精神は誠に立派というほかありません。つつい応援したくなります。

しかし、細かいところまで申し上げるつもりはありません。多少は知っていますけれども、女性のヘアスタイルなんて言われてもちょっと分からないので、こちら辺はもう生徒会にお任せをしたいと思えますが、今の生徒会が中心となって検討を実施中とのことであります。学校側も十二分に生徒会に耳を傾けて対話を重ねていただきたいなと思うところであります。

対話は、議論して勝ち負けを決めるとか、意図的にある結論に持っていくとか、異議を許さないという話し方ではありません。対等な人間関係の中での相互性がある話し方で、何度も論点を往復しているうちに新しい視野が開け、新しい創造的な何かが生まれる。両方の主張を機械的に行き交わるとして2で割る妥協

とは違うと「対話する社会へ」という書物に書かれてありました。なかなか実行は困難ではありますが、心構えとして実施することが大事であります。どうか学校という教育の場で本物の対話を実践していただくことを願うだけであります。

大人の、ひとつ実力も見せていただきたいなと思うところであります。どうお考えですか。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） では、お答えいたします。

全国的に校則の見直しというのは今進められてるというふうなことを私も聞いてます。本県でも、中学校74校中60校が令和2年度、何らかの形で校則の見直しを行ったというふうなことを聞いています。

今議員おっしゃるように、松岡中学校も校則の見直しということで、生徒会を中心にして、執行部を中心にして、1点は前髪の長さの基準、それからまつげを整えることについて検討を行っているというふうなことなんです。

これは、本町3中学校ありますので、一応3中学校とも共通の校則見直しの基本的な考えというのを持つてるというふうなことで、1点は、教師側が一方的に校則は決めるものではないと。これまず1点です。2つ目、ルールを変更する手順や内容を生徒間でよく検討し改正を求める、手順を踏んでと。そのような過程を踏むことにより、自分たちがつくったルールだからしっかり守らなければいけないというような意識づけを持たせるというふうなことで、したがって、校則の見直しというのは教育の一環であるというふうな捉え方をしながら校則の見直しを進めているというふうな、そういうふうなことを学校側、現場のほうから話を伺っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今この話を聞いて、すばらしいなと思いました。

今、選挙の投票率が下がっている中で、子どもたちが自分たちのルールをしっかりと決めて、民主的に、そしてそれを、しっかりと決めたことは守っていく。もちろん先生のサポートというのは必要になると思いますが、こういった取組が、今よく投票率の低下とかいろいろある中で、まずは自分たちがこの民主主義のルールにのっとってしっかりと決めていく、また守っていく、こういった大事なことだなと思っております。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、松岡中学校の話だけでしたが、永平寺中学校が令和元年に、通学用のズック、白だけ可能だったんですけど、黒を認めてほしいというふうな要望があったそうで、それを認めたということです。

それから、上志比中学校は昨年度、コロナで冬期、換気を頻繁にやりました。そういうことで非常に、ちょっと寒いというので膝かけを、学校への持込みを認めてほしいというふうなことで許可されたというふうなことがあります。

一応報告させていただきます。

○議長（奥野正司君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

漏れ聞くところによりますと、生徒総会で1年生の男の子が「そもそも校則っていうのは何であるんや」というところから意見が始まって拍手喝采を浴びたという話を聞きました。なかなか面白いです。

5番目に移ります。社会教育主事をもう少し広げられないかに移ります。

社会教育主事の資格を取るためには、ついこの間までは、福井県の場合、金沢大学もしくは富山大学で一月弱講習を受けなければならなかったんですけども、関係者のご努力により、昨年度から地元福井大学でもその講習のための講座を、単位数としては15、時間数としては90時間の講習を修了すればいいとなりました。近場ですから、以前に比べれば随分と楽になりました。

参考までに科目名を申し上げます。社会教育経営論、社会教育演習、生涯学習概論、生涯学習支援論と4つしかないんですけども、それぞれの科目に1.5時間掛ける15、イコール22.5時間の授業があり、それぞれに15のテーマがあります。全部で60のテーマになりますが、60のテーマとも魅力的なテーマばかりです。最近の傾向でしょうか、「学習コミュニティ」という用語が使われているテーマが多いです。例えば「学習コミュニティの転換とその支援」「学習者主体の協働学習のプロセスとそのファシリテーション・コーディネート展開」とか、あるいは、もう一つだけ言います。「学習コミュニティを支えるコーディネーター・ファシリテーターの力量形成」とあります。ファシリテーションとかファシリテーターとかというのは、いかにもそういう世界の最先端の匂いがいたします。

今、役場関係の若手職員3人が昨年度から勉強中と聞いています。頼もしく感じるとともに、羨ましくもあります。勤務しながらの週に3日連続ですからきついとは思いますが、経験した方は「目からうろこ」とか、あるいは「世界

観が変わる」とかという、学ばれたことを心から喜んでおります。得るものは大きいと思います。

先ほども少し触れましたけれども、社会教育の先端を語っていると同時に、行政の未来の在り方さえ示唆してくれる内容とさえ思っています。全国の先進地としての市町には、初めから社会教育主事とか、あるいは公民館主事の資格を持っている方を積極的に採用しているところもあります。永平寺町の場合、永平寺町は合併してからいろいろな分野のスペシャリストを採用することを心がけているようなので、今後、社会教育関係が、あるいは芸術分野のスペシャリストの雇用を増やすことも一つの手だと思えます。

それと、社会教育主事の講習を受ける方は、必ずしも社会教育関係とかあるいは公民館関係の職員に限る必要は全くないとも思うところでもあります。私、二十四、五歳の頃から社会教育の場で実践していると思っておりますけれども、その頃から金沢大学とか富山大学だけでね、地元の福井大学では社会教育の専門的レクチャーができるようになればいいなと思っていましたが、それから50年近くたってやっとそうになりました。どうか活用していただきたい、そういう気持ちでいっぱいあります。目からうろこをみんなでやりましょうということです。現在は宝の山であります。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 社会教育主事につきましては、現在、生涯学習課には社会教育主事の資格を取得している者は3名おります。

今までは金沢大学に約1か月通って取得しなければならなかったということで、かなり時間的な負担といたしますが、があったんですけれども、昨年からは福井大学で受講できるようになり、また要する日数もかなり削減をされました。今、松川議員がご紹介いただいたとおりでございます。また、複数年にわたっての受講というのも可能ということになりましたので、この点に関しましてもかなり受講しやすくなったかなというふうに思っております。

昨年、生涯学習課の職員が2名と公民館主事1名が受講して、1名は昨年12日間の受講を全て終えまして資格を取ったということでございます。あとの2名については、半分の6日間4単位を修得し、今年6日間4単位分を受講して資格取得を目指すということでございます。

その他、あと3人生涯学習課に配属された職員がおるんですけれども、今年、半分である6日分の受講をするということで、今、申請の手続をしているところ

でございます。ただ、県内で30名という受講数の枠もありますので、申し込んだけれども、ちょっと減らしてほしいというふうなことで受講できる人数を制限されることもあるかもしれません。

以前から松川議員には、社会教育主事の配置、また講習の有効性などをご指摘をいただいております。しかし、先ほど言いましたように、1か月にわたる金沢大学での講習ということが負担が大きいということで、なかなか受講に至らなかったというふうな経緯がございます。昨年から受講しやすい環境になったことから、生涯学習課としては、職員には今後も積極的に受講を促し、資格取得者、そして、社会教育士という資格が取れることになるんですが、それを増やしていきたいというふうに考えております。

また、資格を取るだけというふうなことではなくて、当然それで得た知識、経験等につきましては、社会教育、生涯学習の推進といったところに生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 職員採用、職員研修という所管課からお答えさせていただきます。

なかなか、今、コロナ禍の中で研修というのはできていないのが現状ですが、その中でもオンライン研修ですとかいろいろ工夫しながら実際にはやっているというのが現状でございます。

議員おっしゃったように、そういった社会教育主事の資格を取るために、対面で講義を受講していろいろな気づきとか感動、またそういった経験を積むことというのは非常に大事だというふうには思っております。

ただ、今、生涯学習課長からの答弁もありましたように、今後も社会教育主事の資格を増やしていくというふうなこともございます。そういった職員が、今現在の職員もそうですけれども、こういった職員が増えていくことによって、いずれその職員がほかの部署へ異動するような形になります。そういった形の中で、異動によって、その職員が資格を取って経験したことを他の部署でまたほかの職員に伝えるといったようなことを通して、社会教育における人づくりとか地域づくりとか、そういった精神といいますか思いをほかの職員に広げるといったことも考えられる、可能であるというふうに考えているところでございます。実際に講習を受けるということも非常に重要だとは思いますが、そういった広が

りも可能だと、大切だというふうを考えております。

また、職員研修におきましては、今言った、そういった専門の講師をお呼びするといったことも、一つ案として今後検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、社会教育主事の資格というふうな話が出てるんですけど、実は昨日も町民の方からいろいろ公民館活動のことで話をお聞きしました。

「近頃すごく公民館活動がすばらしいね」と。やはりそういうふうな活動が充実してくるとというのは、先ほど課長のほうから話ありましたように、資格を取ってその基本的な知識を学ぶというふうなこともそれにつながってるんじゃないか。もちろん意欲もありますけど、そういうことで、これからますますそういうふうな職員がそういうふうな勉強をすることによってさらに社会教育が充実するような取組をできればというふうに思ってます。

本当に昨日、町民の方からそういうふうなお褒めの言葉をいただきましたので。

○議長（奥野正司君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

そういう資格だけが能ではないんですが、やっぱり知識を持った人たちが今後、私の夢としては現場、社会教育団体の、先ほど老人会老人会と言いましたけれども、老人会に限らず社会教育関係でやってる、あるいは公民館、そういう人たちとレクチャーしていただきたい、我々と共に勉強していただきたい、そこら辺が私のささやかな夢でございます。よろしく願いいたします。

最後の質問に移ります。

最後のえい坊館の在り方を見直すべき、その3になります。

その3としましたけれども、はっきりと数えていて3回目かどうか分かりません。結構、議会では話題にしています。ひょっとして4回目かもしれない。結構関係者から嫌がられていることは知ってるんですけども、そんなことでやめたりはしません。何回も申し上げます。

最初の頃から、えい坊館に向けての準備段階で策定委員会に入っていました。その間、自分でかくあるべきという総論とか、あるいは各論もいろいろ申し上げた記憶がしっかりとあります。6人ぐらいで構成した分科会でも、当日、リーダーの方が急に欠席され、その代わりにしろと直前に言われ、進行をさせられ、そ

のまとめの発表をさせられたり、そんなことが二度あって、非常に忘れられない策定委員会になりました。だから、どんなことをしゃべりまくったか、あるいはほかの人のことも覚えてます。ああ、あんなこと言うてたな、こんなこと言うてたなという記憶があるんですね。ところが蓋を開けてみたら、あんだけしゃべったのに、自分の言ったこと、あるいは人の言ったことがどんだけ取り入れられたかということについては非常に分かりづらくなってる。怒りはしませんけれども、非常に寂しい思いがいたします。

我々の後の策定委員会も、メンバーが入れ替わって2つ覚えてるのは、平成26年2月と10月の二度、それぞれ少しニュアンスの違ったプロジェクトの内容が発表されています。2月のほうは「昭和浪漫街道プロジェクト」であり、10月のほうは「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」となっています。そしてついこの間、商工観光課さんから資料として、えい坊館の1階ホール飲食スペース運営事業者募集要項ですけれども、それにはえい坊館の施設目的として、地域情報の発信、地域住民の交流の場の提供らにより町民と来訪者との交流を促進するとともに、地元特産品らの販売により地域の振興を図るとしています。

「昭和浪漫」とか「禅と食と酒」は、タイトルの文言は見事に違っているんですけども結構共通項も多いんですね。「食」と「酒」あるいは「多目的広場の整備」「回遊魅力の創出」「300年大祭・御像祭」「電子看板による情報発信」らは両方のプロジェクトにも書かれてあります。共通項もたくさんあります。それなりの具体性もあるし、やりたいことが何か伝わってきますし、いいなと思っていたんですが、ところが実際に4年間えい坊館が存在し続けまして、この2つのプロジェクトの創出目的いろいろ申し上げましたけど、そのうちのどれを一体成し遂げただろうかということをおもいます。関係者の皆さんはきっと頑張っているんでしょうけれども、結果はちょっとぱっとしないかなというところでしょうか。最新のえい坊館の設置目的にしても、もう熱量が低いというかね、具体性に欠けています。

話をちょっと戻します。先ほど「昭和浪漫」も「禅と食と酒の魅力」も、両方ともメニューがなかなかいいと申し上げました。「食」を先に言うと、「禅の心にふれる精進料理「永平寺御膳」」というのがありました。なかなかいいと思います。私だったら、余計な話ですけども、昌勝公御膳も出したいですね。1日だけ殿様気分を味わえます。あるいは葉っぱ寿司とかね、ふくこむぎとアラレガコの食材を生かしたオリジナル商品というのもありました。あとは回遊魅力の創

出と散策の魅力、これもぐっときますね。いいと思いますよ。本町、台町、毘沙門とか昔の旧町名の復活であります。江戸時代の看板がどんなんだったか知りたいところですね。まだまだ載っていましたが、みんないいと思います。

いつもそれらを読みながら不思議に思うのは、一体これを誰がするのかということをおもうんですね。読みながら。それらの実行部隊が一体誰なのかという、どなたたちを想定したのかということが読めない。実際、特定していません。全て職員にはできないし、そういうものでもありません。住民のどなたでもいいんですけれども、住民の誰かが喜々として参加するものであります。だからこれも大変だけど、行政さんが多少のおぜん立ては必須なんだろうということでもあります。えい坊館の応援団を意識してつくらなきゃならなかったんじゃないでしょうか。これはちょっと怠ったというか、初めから意識しなかったところがちょっと失敗だったんでないかと思います。

もう一つ、これも申し訳ないけど、弱点というか見えないところでね、観光物産協会があります。2階の2つの部屋を使っています。その物産協会の立ち位置がちょっとはっきりしない。専務理事が最近、選手交代しました。これをいいきっかけにしてね、新しい展開を望みます。えい坊館というのは、確かに観光物産協会もあるし、かといって商工観光課が一応管理運営してるんだと思いますが、一体誰が中心となってあれをやっているのかという、現場の人たちも頑張ってます。そこら辺がちょっと我々ね、正直言って見てて混乱するので、そこら辺ひとつ整理してご答弁をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） えい坊館につきましては、令和2年度一般会計予算、特別会計及び上水道事業会計に係る提言や、各議員の皆様から一般質問もいただき、昨年度から見直しに向けて進め、本年度着手させていただいているところでございます。

来館者数の実績を見ますと、年間3万人ほどを保っており、ホールの使用状況では、民間事業者による文化・スポーツ教室や研修会が毎月定期的で開催されていたり、また町内のサークル活動や各種団体の会合、さらには同窓会や個人的な集まりなど様々な目的でご利用をいただいております。また、お酒や地域特産品を交えたイベントやフリーマーケット、お祭り広場など、にぎわいを創出する交流イベントも開催されてきました。

このように、一定程度の人の流れはできていると思われまますので、今後は行政

や観光物産協会がよく話し合い、また幅広く町民の皆様のご意見もお聞きしながら、えい坊館の設置目的に沿って町の魅力や機能が発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（奥野正司君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

350年大祭があと22年と申し上げましたけど、22年という遠い将来のことだと思いますが、それは確実にやってきますね。その頃は多分私はいないと思いますけれども、皆さん頑張ってそれが盛り上がるように、ひとつえい坊館を拠点にして300年大祭に負けないような、我々の子孫が本当にあっと驚くようなことをやれる日が来るといいなと思いつつながら、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、12番、酒井秀和君の質問を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） では、よろしくお願いします。

今回、2件の質問を用意させていただきました。1点目が確認、えちぜん鉄道沿線の安全は、2点目は横断歩道停車率全国1位のまちへという2件でございます。

早速、1件目に入りたいと思います。

令和3年3月2日に、えちぜん鉄道小舟渡駅近くで土砂崩れが発生しました。この災害から幾つか確認をさせていただきたいと思います。

今回、私も大丈夫なのかなというのを、素人ですが目視をしたいなということで現場を歩かせていただきました。幾つか写真も撮らせていただきましたので、そちらも確認していただきたいなと思っております。

現在、小舟渡駅で崩落した斜面の部分なんですけど、まだ今は工事の途中かなと思うんですけども、この原因が分かれば原因と、あと今後の修繕計画、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 福井土木事務所のほうに確認をいたしました。まず崩壊の原因であります。融雪水、すなわち雪解け水、こちらのほうと、あと、当日早朝から雨が降っておりましたので、この雨水が斜面にしみ込みまして表面の風化層を滑らせ、大規模な斜面崩壊が発生したということになっております。

その後、5月11日と12日に災害査定を終えまして、現在、土木事務所のほうは本復旧工事の発注準備を進めているところであります。

その復旧工事につきましては、吹きつけ砕工という工法を採用いたしまして、斜面に無数の鉄筋、そしてアンカーを打ち込みまして、表面にモルタル、コンクリートの格子状の枠を造ることによって斜面の安定化を図りまして崩壊を防ぐということとしております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

今、吹きつけのところまではされてたのかなと思うんですが、今後そういったことがされるということで安心しております。

永平寺町内で、ちょっと広く目を向けまして、えちぜん鉄道沿線で危険区域に該当する区域というのがどれぐらいあるのかというのを確認をさせていただきたいんですが、お願いします。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） えちぜん鉄道沿線での危険区域に該当すると思われるところがありますけれども、駅間で言いますと、松岡駅から永平寺口駅の区間、また下志比駅から轟駅、そして今回斜面崩壊のありました竹原駅から小舟渡駅の区間で、こちらのほうはいずれも、土砂災害危険区域でありますイエローゾーンとレッドゾーンのほうを通ることになっておりますので、危険区域であると思っております。

その中でも、山際を通っております志比塚地係と、あと永平寺川までの法寺岡の一部の区間、そして今回崩落のありました小舟渡駅付近につきまして、特に危険な区域であると思っております。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

私も実際歩かせていただいて、そこなのかなというふうに考えてます。下志比

駅周辺は水がついたりということも、過去の出水期で雨が多かった時期にあったのでそういったケースが多いのかなというふうに思っているところです。

今回崩落した斜面の西側なんですけれども、これはちょっと県の土木と管轄が違うということだったんですけれども、そちらについて現状をお伺いしたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまの酒井議員のご質問についてですけれども、崩落現場右側の斜面は、東側から西にかけて岩質が崩落したところの岩質と比べて変わっている状況だという有識者の意見がございました。その意見によりまして、一応そういう状況ではありますけれども、現場での緊急点検、土質調査等はすべきだという有識者の意見に基づいて、現在はその調査を行った結果、今年度の必要な対策、準備、検討を県のほうがしているというふうにお聞きしております。

また、対策の現状としましては、落石等を感知して通報するためのワイヤーセンサーを設置して斜面の崩壊を継続的に監視しており、町の建設課や防災安全課、農林課も通報時の対応に協力をしているところでございます。

今後も引き続き、県や関係機関と協力して安全の確保に取り組んでまいります。以上です。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

なかなか未然にということは難しいことかと思うんですけれども、しっかり確認をしていただきたいなと思っております。

実際その沿線を歩かせていただいたときに何人かの町民の方ともお話をさせていただいて、実はここは定期的にこういうことあるんやよというお話とかも聞いて、私も全く把握していなかったもので自分なりにちょっと調べてみたんですね。その図も、下のほうにちょっとつけてあるんですけれども、私が調べた中では、えちぜん鉄道さんと、あと福井県に、県に確認をしてみたんですけれども、実際分かったのが3件のみで、京福の時代はどうですかということを聞いたらそのデータが残っていないということで、私も分からなかったんですね。もしそこら辺りを町のほうでも調べられていたら教えていただきたいなと思うんですが。

あと、上志比村史をちょっと見てみたら、昭和36年の9月16日の第二室戸台風で前線的にちょっと影響があったというふうな記録が上志比村史には残っていたんですけれども、それ以外で京福時代もやっぱり定期的に崩落とかが起きて

いるのかどうかということがもし分かればお伺いしたいなど。

ちなみに、私の手元で分かっているのは、今回の土砂崩れと、あとは平成30年の4月にありました志比塚駅から松岡駅間の落石、平成16年の2月23日にあった小舟渡駅付近の石垣の崩落ということは県とえちぜん鉄道さんに確認をして把握はしているところですが、それ以外でもしありましたら、分かっている部分あればお伺いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 町のほうでも調べましたところ、それ以外に恐らく災害が発生しているだろうという箇所につきましては、昭和23年の国土地理院の航空写真によりますと、ちょうど福井震災直後の7月の豪雨で、今現在発生したような付近で土砂崩れのような形跡が見られるといったことで、当然その当時大きな崩壊があったんだろうということが想定されますけれども、詳細については把握はできておりません。

以上です。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

そうですね。台風とか震災の影響でそういうことはあったんだろうなと思うんですけどね、突然そこだけが崩落したとか崩れたというのが、これ調べたかったです。今この場に立って思うんですけども、ちょっと福井新聞とかで、もしかしたらそういうデータが残っているのかなと思うので、私のほうでもちょっと調べてみようかなと思うんですが、何にせよ、それがもし定期的に起こっているのであれば、その過去の実績を基に対策って考えていけるのかななんて今考えてはいますので、またご協力をいただきたいなと思っているところでございます。

別紙でつけさせていただいた写真をぜひ見ていただきたいと思うんですが、実際歩いたときに、これが本当に影響があるのかどうかというのは分からないんですけども、線路の枕木周辺が、晴れているにかかわらず2か所ほどぬれている部分がありましたよということであったりとか、あとは崖下の道路を歩いているときに石垣の膨らみが2か所ほど見受けられましたよとか、あとはのり面部分に——保護部分ですね——亀裂が入ってますよとか、あとは下部、壁面の一番下のところ、ちょっと水が浸出している部分がありましたよというところがあったんですけども、これらを含めてちょっと安全性を確認したいなと思いますし、あ

とは、写真のところで石垣の上にモルタル加工をしてある部分とか、これ何らかの影響があってこういった加工をさらに石垣の上に施されたのかなと思うんですけども、その辺りについて含めて安全性を確認したいなと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 議員からご提供いただいた資料をえちぜん鉄道のほうにも送付させていただきまして、えちぜん鉄道の見解としましては、国の基準とかえちぜん鉄道独自の基準で検査、点検を行っております、変状、異常がないかどうか、そのもともとの形状が、進行していないかどうかというようなことを確認して、安全は確認しているというところでございます。また、薬師から志比堺間の石積みとかブロック積みについてもえち鉄から安全を確認させていただいて、地元の区長さんのほうにも安全ということをお伝えしているというような現状でございます。

また、先ほどお話ありました石積み、ブロック積みの上のモルタルで吹きつけた部分とか、今回、ちょうど薬師―志比堺間のブロックの上にネット張りを施工されているようなところ、あれは当然、下のほうが通学路であったり道路ですので、そういったところから落石があるというのを防ぐといった意味での保護ということもございます。

また、運行面につきましては、先ほど申しましたように、国あるいはえちぜん鉄道独自の基準によりまして、雨の降った量によりまして基準を設ける中で徐行したり、あるいはそれがさらにひどくなったときには運休したりとかというようなことで、運行面の安全もえち鉄のほうでは積極的に行っております、十分にその点での配慮は行っているというような状況でございます。

また、今後の安全性という面につきましては、写真にございますような水はけの悪い線路敷ですとか橋梁の弱い部分の補修といった施設の更新あるいは落石、崩落を事前に感知するため、先ほど農林課のほうからも話ありました感知センサーとか、実際に災害が起きたところの近辺じゃなくて、先ほどレッドゾーンとかイエローゾーンということで危険が想定される危険があるところのそういったセンサーの設置についても、次期のスキーム、令和3年度末までが初回の、えちぜん鉄道が第三セクターでスタートしてからの支援のスキームが3年度で終わるわけですけども、令和4年からの次期のスキームの中でそういった安全面ということも十分検討していくということで話はこれから進めていくところでございます。

いずれにしても、えちぜん鉄道につきましては、当町にとって基幹となる移動手段ということでございます。ただ、えちぜん鉄道の管理範囲というのは、えちぜん鉄道が所有しているその敷地内が基本になってきます。ですからえちぜん鉄道だけで安全を担保するというのはなかなか難しいので、県であったり自治体であったり、当然えちぜん鉄道と十分協議をしながら進めていきたいと思いますし、今言ったような箇所につきましては、雨が降った後の点検ですとか、巡視による点検ですとか、運行を再開するときには確実に安全を確認した上で運行していただくとか、そういったことは申し入れていきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

今回、本当にど素人の目線で歩いて、「これどうなんだろう」「これ大丈夫かな」とかと思いながら歩かせていただいて、志比塚駅からちょっと松岡のほうに歩いたときに、上のほうで木が1本折れてるんですよ。風にすごいなびいている音がして、「あれ危ないですよ」と。たまたまえち鉄の方が草刈りしてたんで「あれちょっと落ちるかもしれないですね」なんて話をしたら、多分対応してくれたんだろうなと思うんですけど、本当に何かちょっとした気づきで対策が打てるんならやっていただきたいなというふうに思いますので、私が大好きな永平寺町民指標にある町民の暮らしをしっかりと守っていただきたいなと思いますので、今後もぜひお願いいたします。

次に、2番目の横断歩道停車率全国1位のまちへというふうなことなんですが、これはぜひ町長から発信はしていただきたいなと思うんですが、これによって、例えば停車率がどうか具体的にKPIを設けてほしいということではなくて、まず町民の皆様の一人一人の意識を変えていければなというふうに思っております。

2020年度、福井県の横断歩道停車率は19.7%でした。前年に比べて9.3ポイント改善したわけなんですけど、1位の長野県とはまだ50%以上の差があります。長野県は72.4%の停車率ということでございます。

福井県は、平成30年3月のデータで行きますと、自家用乗用車の世帯当たりの普及台数が1.764台で全国1位ということです。福井県は移動手段として車が必要な県であるということがこういった数字でも裏づけられるのかなと思っております。

そこで、令和3年度、永平寺町に防災安全課ができました。たくさんいろんな役割を担われているというのは日々話をしている分かってはいるところなんです、ぜひ永平寺町民指標の実践に向けて、先ほどお話しした「平和なくらし」、あとは「慈しみの心」であったりとか「いつでも感謝の気持ちを」といったこの項目に沿って、ぜひ横断歩道停車率ナンバーワンのまちを宣言していただいて、福井県のモデルタウンとして前進してほしいと思っているんですけれども、防災安全課長と町長の考えはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） まず初めに、県の死亡事故状況のほうを警視庁のホームページや県警のホームページからちょっとお話しさせていただきます。

県の死亡事故者数は、人口10万当たりで全国2位ということで高い、高齢者の死亡事故の割合も、全国平均が55.7%の中で68.3%と高い状況の中、先ほど議員もおっしゃってたとおり、福井県は車社会という中で高齢者も多く、高齢者の死亡率が高い状況だということが分かりました。

町内の人身事故件数を見ますと、平成30年で12件、令和元年で10件、令和2年で11件、そのうち死亡事故者数は、平成30年でゼロ件、元年でゼロ件、令和2年で2件となっています。

現在、町の交通安全活動については、25名の交通指導員さん、15名の交通安全協会さん、各学校の見守り隊、福井警察署、それと議員さん方に、街頭での交通指導や学校等での交通安全教室など、ドライバーへの交通ルールの啓発や交通事故の被害に遭いやすい園児、児童、高齢者等の誘導や保護、交通ルールの啓発などを実施していただきながら交通事故防止に努められております。

このように、町内の交通安全活動にはたくさんの方々に関係しておりますので、信号機のない横断歩道での事故削減を目指す宣言については、この交通安全関係団体と協議させていただきたいと思っております。

また、この場をお借りしまして、交通指導員さんが大変不足しておりますので、ご近所に対象者の方がおられましたらぜひご紹介をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 宣言を出すことは有効な手段だと思います。

ただ、今防災安全課長が申しあげましたとおり、関係者または学校、子どもたち、また高齢者の皆さん、いろんな皆さんと心をつなげて宣言を出すことが有

効だと思しますので、そういった方々といろいろなお話をさせていただいて、意識を高める一つ有効な手段として宣言というのを検討はしていきたいと思いません。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

本当に私が思うのは、永平寺町が、これから増えるであろう観光客の皆さんにとって思いやりのあるまちであってほしいなと思うんですね。

実はつい先日、私、東古市の横断歩道のところ、私は止まったんですけど、対向車は5台ぐらい来てて、4台止まらず通過して、実際その近くにいた男性の方がおばあさんが止まっているのを見て、ちょっと車止まってくれというふうな感じでジェスチャーをしたことによって5台目が止まったというふうなことがありました。

横断歩道の停車というのは、本当にそういう止まっても、例えば、私も怖いんです。私が止まったことによって、後ろから「何だ、あの車止まったぞ」と追い抜いたときにひいてしまうとか、そういった事故が発生する可能性もあるのかなかなか止まり切れないというのがドライバーの視点だと思いますし、またドライバーからすると、スマホを見ている方、ずっと見てて、この人歩くのかどうか分からないとか。あとは、自転車に乗ってる人は自転車から降りないと歩行者とはみなされないとか、道交法の中にもちょっとずつそういったことが書いてあるんですけども、そういった知識を多分皆さんは知らないんじゃないかなと思うんですね。

そういったことをぜひ町民の皆さんと共有をして、将来的に、観光客であったりとか車が必要な福井県の中で、訪れた方が「永平寺町ってすばらしいな」「思いやりあるな」とかって思っていただけのようなまちになれるといいなという思いがありますので、ぜひ今河合町長おっしゃっていただいたように、検討していただいて、ぜひ提案を前向きに考えていただければなと思っております。

以上、私の質問を終わります。

○議長（奥野正司君） 次に、13番、朝井君の質問を許します。

13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 13番、朝井征一郎です。

今回、2本の質問をさせていただきます。

まず最初に、義務教育標準法改正が成立されました。それについて質問させて

いただきます。

公立小学校の1クラス当たり定員を35人に以下に引き下げ、全ての学年でいわゆる35人学級化を実現する義務教育標準法が3月末可決成立されております。2021年度から2025年までに1学年ずつ35人に移行する。児童一人一人にきめ細かい指導や感染症対策としても重要で、少人数化は教室の3密を避ける効果が期待できると思っております。

多様性や個性を尊重する教育が求められる時代となり、新しい学習内容も増えております。教師の負担が重くなる一方、教師の長時間労働や多忙を解消、このため、1クラス当たり人数を減らすことにより児童に目配りをできるようにする。子どもは社会の宝であります。健やかな子どもの教育を社会全体で支える重要性を改めて確認し、子どもにとって最善の教育をお願いしたいと思います。

40年ぶりの大改革で、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な構築に論点を絞り、意見をどう共有していくかを議論していく必要がありますが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 議員がおっしゃられるとおりなんでございますが、今、学校教育、大きく1クラスの定員が縮小されてきてます。これに関しましては、福井県は、笑顔プランということで福井県独自の取組をやっています。そういう関係で現在、小学校は35人、中学校は32人という定員を設定してやっていますので。今、本町としては、学校のあり方検討委員会ということで将来の学校教育、方向性を検討しています。そういうふうなことで、議員の皆さんはもちろんですが、町民の皆さんにいろんな形でご理解をいただきながら、これは進めていきたいというふうに思っています。

また、答申をいただいた後、議会をはじめ、町民の皆様方には情報公開をしながら、経費等を含めて具体的な方向性を示しながら検討を進めていきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

永平寺町の学校のあり方検討委員会において、校長会、区長会、PTA、保育園、保護者会、各委員それぞれ自身や団体の経験に基づく思いや意見をぶつけ合いながら行われているという報告を受けておりますが、永平寺町の子どもたちにとって望ましい教育環境をどのように整備するかが最もの視点だと思います。

出生数に基づいて、将来の児童生徒数の推計や校舎・体育館増改築経費の概算などの各種データを提出し、議論の材料として見直しし、小中学校それぞれの再編計画や時期などについて積極的な議論を積み重ね、望ましい教育環境の在り方、地域の住民と連携した学校づくりの在り方を望みたいと思います。将来の教育環境を左右する議論の場に対して町民の関心は高く、何と取って何を捨てるかを話し合い、何を選ぶことが永平寺町の子どもたちにとって最も最善なのか、町民も委員らと共に理解を深める必要があると思います。

大野市では、小中学校再編計画（案）の市民に向けた説明会が始まり、学校と保護者との話し合いで決めていくなど、子どもたちに教育環境を整えていくことで話し合いをされていますが、永平寺町としてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 先ほども答弁しましたように、現在、学校のあり方検討委員会でアンケートが集約できました。それを基にして、6月25日に第4回の検討委員会を開催するようになってます。そこでいろんな町民の皆さん方のご意見含めて今後、先ほども答弁しましたように、経費、財政的なことも含めて慎重に会を進めていきたいというふうに思っていますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

複式学級での教員の配置など全体の教員数が減るといった学校運営に関する事など、教員の数はどうなるのか。また、将来の教育環境を左右する学校数はどうなるのか。何を選ぶことが永平寺町の子どもたちにとって最善なのか。

一つとして、美術、技術の専門教員、1学年となった時点で他教科との兼任になるのか。

また、自転車で通学できる距離はどれだけか。冬季通学などの不安もあります。部活動に関して、生徒数の推計を考慮し、5年、10年後の検討も必要ではないかと思われませんが、分かる範囲内でお示しいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 美術、技術の専門、他教科との兼任になるかという件について答弁をさせていただきます。

兼任になります。議員さん御存じのように、中学校は教科担任制になってます。したがって、専門の教員を配置することが原則となっています。

教員の定数というのは学級数で決まります。したがって、学級数が少ない学校は教員数が少ないということで、全ての教科に専門の教員を配置することができない状況が起こってきます。特に体育、技術家庭、音楽、美術、この4教科については、専門の教員が実際県内でも非常に少ないんです。実は6月の市町の教育長会議でも、専門の先生がいないということで、どこの市町も非常勤講師、つまり60歳、定年後の先生を雇用するというふうなことで非常に苦勞をしているので、県教委のほうにできるだけその専門の先生を採用してほしいというふうなことを要望もしている状況でございます。

そういう現状の中で、4教科については免許外申請ということで、県教委に申請しますと、その先生は免許を持ってなくても結局授業を持てるという。どういふことをするかというと、講習会でそういう指導内容を勉強させると、そういうことでそういう特別な免許外、特別免許を交付するというふうなことで対応しているというふうな現状でございます。

○議長（奥野正司君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、2問目に入らせていただきます。

ごみの減量化、資源化に向けた取組についてお伺いいたします。

ごみの正しい分け方、出し方、ごみの減量化、資源化に向けた各種施策の実施、環境に優しいまちづくりを進め、ごみの分別推進と燃やせるごみの減量化、また生ごみを肥料として有効活用、段ボールコンポストを普及させ、一般家庭から出される可燃ごみを減量化、ごみカレンダー、「ごみの正しい分け方・出し方」を配布されておられるが、守られていないのが現状であります。分別収集を再度周知をしてはどうか。

何年前かの資料で申し訳ないが、分かりやすく説明をしていただきたい。例えば、プラごみのやつでも弁当の殻とかいろんな、御存じの方もいるかと思いますが、プラのごみの裏に「プラ」と書いてあるやつと書いてないやつとがあります。「プラ」と書いてあるやつでしたらプラごみの回収のときに出されてもいいんですが、同じやと思って出される方がたくさんおられます。それを、やっぱり分別を分かりやすく、どう言ったらいいですかね、出し方は書いてあるようです。小さく書いてあるんですね。分かりにくいんですよ。だから最近、私もちょっと見に行きますが、そういうのがあって洗ってないプラが多いんです。だからなかなかそういう点が守られていないので、もう少し分かりやすい周知をしていただ

きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、分別収集のことについて申し上げます。

これまでも広報とかいろいろな機会を捉えて、分別収集については町民に周知をさせていただきました。分別収集につきましては、私もごみを出しに行きますが、住民の方には浸透されていて、かなり家庭でもその分別については理解いただいているというふうに思います。

ただ、今議員ご指摘のように、例えばプラスチックごみの中でもプラのマークがついているものについていないものというのを確認しているかと言われると、一部の家庭ではそういうことの認識が、もしかするとないのかもしれない。そういう意味では、再度その部分についての周知とか、また分別についても再度細かい周知が必要かということは、今議員のご指摘で必要かというふうに思っております。

分別収集につきましても、昨年度から雑紙回収の周知も始めましたが、なかなか住民への周知が浸透しなかったということの反省も踏まえまして、先月、令和3年度版ということで「家庭ごみの正しい分け方・出し方」というのを各戸配布させていただいたということでございます。また、今月、環境美化推進員さんの研修会を実施する予定でございます。地区の推進員さんには研修会の後、地区に帰っていただきまして、その分別収集の推進についてもご尽力をお願いしたいというふうに思っています。

また、今後の周知でございますが、やはり意識を持っていただくことが大事だというふうに思っておりますので、広報等を使いながら、ごみの分別収集、減量化ということにも周知をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

可燃ごみの軽量化、減量化の対策といたしまして、段ボールコンポストの導入及び雑紙回収という新たな取組が始まりますが、段ボールコンポストは手軽に取り組み、可燃ごみ軽量化に有益な事業であります。段ボールコンポストでできた肥料の処理の方法の取組など、雑紙は現在の可燃ごみに占める割合は相当大きいと思われるが、それを資源化することで可燃ごみの減量化が図られ、期待できると思います。今現在そういった回収量はどれだけなのか、お伺いいたします。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 収集についてのご質問であります。雑紙回収につきましては、思ったほど回収量は出ておりません。

ちなみに、可燃ごみの推移を申し上げますと、平成29年度が4,370トン、平成30年度4,267トン、令和元年度が4,307トンと増になりましたが、最近の数字で令和2年度が4,146トンと減少に進んでいるということでございます。これにつきましては、全体では減少化になっておるように見えますが、これは雑紙回収が功を奏したということじゃなくて、各家庭でのごみの減量化に意識が少しずつ浸透してるのかなというふうな傾向でございます。

段ボールコンポストについてもご指摘ございましたが、実は先月、5月の末に講習会を開催をしました。15人の方に参加していただいて講習会を受けていただき、実際、家庭でコンポストを実施をしていただくということになっております。参加された方については、生ごみを家庭で処理する意識を持っていただいているということで、非常に感謝をしているということでございます。

参加者についてはモニターになってもらいまして、その段ボールコンポストでの生ごみ処理の効果を検証をしていただくことになっております。また、来月予定していますが、来月も第2回目の講習会をまた募集して行いたいというふうに思っております。こういう段ボールコンポストでの生ごみ処理の取組については、一気に人数を増やすということは難しいかもしれませんが、講習会を開催しながら住民の方に周知していき、そういう生ごみ処理を家庭でしていただく、段ボールをしていただくという運動というか意識を持っていただくように今後進めていきたいというふうに思います。

それと、講習会をやりましたが、一般の方については段ボールコンポストということがなかなか知らない方もおります。今、動画を作りましてホームページ上でも流せないかということの取組もしようというふうに考えております。そういう意味で、生ごみ処理、家庭のごみは家庭で処理するという意識を永平寺町の世帯のほうに広めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

次に、高齢者のごみ出しの支援についてお願ひと質問をさせていただきます。

大きなごみ袋や新聞の束を集積所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者にとっては

とても苦痛であります。

高齢者のごみ出し支援は、独り暮らしの65歳以上の高齢者や障がい者、要介護高齢者を対象に、ごみ出しを週1回玄関先で収集、そのとき安否確認の声かけも実施できるし、訪問のときには声かけと、また美化推進委員やらが家庭訪問をして要件などの確認もでき、収集日や置き場所の相談もでき、実施してもらうことは自治体としてどう考えておられるのか。

お願いです。高齢者まで出向いて収集を行う困り事相談やふれあい収集、いろんなことになると思われま。独り暮らしに対する支援をいただけたらいかがでしょうか。ごみ出しの支援でなくても、声かけによる安否確認やいろんなことができると思います。シルバー人材センター様に業務を委託したり、また地域の団体と学校と連携をし、中学校の生徒が登校のときに高齢者のごみ袋をボランティアで集積所まで運んでいるところもあると聞いております。例えば、ごみが出ていないのでインターホンで中をお伺いすると、うずくまっているのを発見し、救急車に連絡を取ったこともあるという事例もあります。また、年に1回、家庭から出る粗大ごみ収集なども声をかけることで、安否確認ができるボランティア活動にもなるのではないのでしょうか。

ぜひごみ出し支援制度を支援し、拡充を目指してはどうか、お伺いいたします。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 高齢化社会が進行している中で、高齢者の独り暮らし世帯や老老世帯では、非常に大きな課題であるというふうに思っております。

家庭ごみでは現在、軽度生活支援事業を利用されている方や、地区の民生委員さんや近所の方が高齢者のごみ出し支援をしている例はあるというふうに聞いてはいます。また、例を挙げますと、町では年4回、家庭の粗大ごみの回収を実施していますが、その際は壮年会などがボランティアなどで高齢者の独り暮らしや老老世帯の粗大ごみを回収し、一括回収して収集場所へ持っていただいているという例もございます。私も現場立ち会ってますが、本当に活動している壮年会の皆様には感謝の気持ちでいっぱいでございます。

この高齢者へのごみ出し支援については、近所の助け合いや地域ぐるみの活動が大事だというふうに思っております。この課題については、全国の先進地の例を参考にしながら今後研究させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

これにて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

江守議員の質問を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 7番、江守です。よろしくお願ひいたします。

私は今回、1点の質問を通告させていただきました。

一般質問の前に、貴重なお時間をいただきまして、2点ばかり申し述べたいことがございます。

それは、さきの6月1日の開会のときに河合町長のほうから所信の中でいろいろと触れられた点につきまして、私のほうから少し申し上げたいことがございます。

それは、町職員の皆様におかれましては、今月6日からの集団接種を前に町職員の配置計画の策定や事前の説明会を行い、業務が円滑に進むよう体制を整えたほか、国や県とも情報を共有しながら全職員が一丸となって取組を進めているといったご報告がございました。この点につきまして本当に、先日の全員協議会の中でも、町職員の皆様がこの集団接種に当たりましておよそ8回ぐらい出られるといったこともお伺いしております。

また、地方創生のところで、平成27年の10月に永平寺町といたしまして総合戦略を策定いたしました。そのとき社会増減の人口が101人のマイナスでしたが、年々その減少幅が少なくなってきたといったお話を伺い、令和2年度では5人のプラスに転じたといったことでお話がございました。私は、こういった取組が少しずつ成果を出してきている、そういったことに対しまして、本当に町職員の皆様が一丸となってこういったいろいろな課題に取り組んでいただいているということに対しまして、この場をお借りいたしまして、心より感謝と敬意を申し上げたいと思います。

それでは早速、私の一般質問のほうに移らせていただきたいと思います。

それでは、私の通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1点目のゼロカーボンシティの検討をということで質問をさせていただきたいと思っております。

菅総理が令和2年10月26日、第203回臨時国会での所信表明の中で2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。この総理宣言を受け、国では、地球温暖化対策の推進に関する法律については、現在開催中の国会にて法改正の予定であり、第6次エネルギー基本計画についても今年夏の閣議決定を目指して見直しが進められている状況でございます。

全国的な取組といたしまして、自治体の取組は、地球環境を守るため、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速化する中、既に全国の368自治体、40都道府県、214市、6特別区、89町、19村、これは今年の4月14日現在の状況でございます。そういった自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明されております。

また、県内の状況といたしましては、令和3年5月末現在で県内でのゼロカーボンシティ宣言をされた自治体は、福井県をはじめとして福井市、坂井市、鯖江市、大野市が宣言を出して取り組んでおります。また、昨日の新聞報道におきましても、越前市も今年8月にゼロカーボンシティ宣言に向け検討を始めたという記事が載っておりました。

近年、地球温暖化の影響で、日本国内では1,000年や100年に一度と言われる大雨などによる洪水災害や土砂災害が相次いで発生している状況でございます。そういったことを踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、現在、第二次永平寺町総合振興計画、第2次永平寺町環境基本計画では、地球温暖化や環境への配慮、低炭素社会への取組が期待されております。脱炭素社会に向けた取組との整合性を図れるように計画の修正や見直しをするべきではないかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 議員仰せのとおり、国においては、地球温暖化対策として菅総理が、2050年を目標にCO₂排出ゼロ、カーボンニュートラルを目指すということの宣言をされました。これを受けまして対策でございますが、その対策は、国だけでなく自治体も取り組むということになり、議員仰せのとおり、全国の自治体においてもゼロカーボンシティ宣言をしている自治体が多数出てきているということでございます。

まずこのゼロカーボンシティ宣言につきましては、永平寺町においてもその宣言、ゼロカーボンへの取組をするべく準備を始めており、包括連携を締結している北陸電力の支援を受けながら、今作業に着手をしたところでございます。

計画との整合性ということでございますが、まず第2次環境基本計画は、計画期間として2018年から2027年の10年間として策定されており、中間年の2023年に見直しをとるというふうに考えております。この地球温暖化対策が国、自治体を挙げての取組というふうになることから、この永平寺町の環境基本計画についても中間年の見直しでゼロカーボンの取組を含めた見直しを行うということが必要というふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 今ほど課長のほうから見直しを行うといったことですが、これは既に取り組をされているといったことでよろしいでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まだ今作業中のことなので申し上げますと、現状、環境基本計画の中にも、議員おっしゃいましたとおり、脱炭素の取組というのは、項目が上がってます。まず、その項目をしっかりと推進していくための方策と、あと、ゼロカーボンシティの宣言に向けて準備をしていますが、それにも国からもいろんな項目が出されております。そこのところをいかに整合性を持っていくかということについては、これは同時並行で進めなきゃいけないというふうに考えております。

そういう面で、環境基本計画の目標見直しの着手というよりは、国が求めているゼロカーボンシティの永平寺町の取組をどういうふうにするかということ、今、本当に着手し始めたばかりなので、そっちのほうを進めていきながら、次に環境基本計画に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 分かりました。そういったことでしっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

現在、庁内で低炭素化に向けた取組といたしまして、蛍光灯のLED化やペーパーレス化などをされておりますが、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、蛍光灯のLED化についてでございますけれども、これにつきましては、住民生活課が中心となりまして関係課による協議を進めているところでございます。今、事務レベルで会議を2回ほど開催しておりまして、LED化に向けた補助事業の効果的な活用方法とか、対象とする施設の選定などを含めて検討を進めているところでございます。

また、ペーパーレス化につきましては、導入して随分になりますけれども、電子決済ですとか、それによってペーパーレス化が進んでおります。これはさらに推進していきたいというふうに考えておりますし、電子入札の導入によりましてペーパーレス化が図られていると、つながっているというふうに考えております。また、今回、コロナ関係で町民の方の生活実感調査というのをウェブアンケートという形でやらせていただきました。そういったことも一つペーパーレス化に貢献しているのかなというふうに考えております。

また、タブレットの導入につきましては、各課長は以前から導入しておりますけれども、今回新たに53台を導入いたしまして、議会の皆様を含めると合計103台のタブレットの台数を導入することになります。そういった中で会議、庁内連絡会であったり、コロナの対策会議であったり、今回のように答弁書であったり、いろいろな会議の中で、データ活用によるペーパーレス化も進んでおりますし、さらに推進していきたいというふうに考えております。

また、昨年度から行政手続の見直しチームというのを庁内につくりまして、押印廃止に向けた手続を進めているところでございます。これも、将来に向けては電子申請につなげていきたいということも含めましてペーパーレス化につながっていくのかなというふうに考えております。

これらの取組をさらに促進しましてペーパーレス化につなげていきたいというふうに思いますし、また低炭素という取組の中の一つとしましては、ノーマイカーデーという日を設定してその取組も推進しているところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 現状の取組をお伺いしました。

そういった現状の取組を続けていっていただきながらしっかりと効果の検証のほうも併せて行っていただいて、目に見えるような形でまたご報告いただければと思いますし、我々もタブレットを今回導入させていただいた中でどの程度のペーパーレス化につながったのかとか、職員の皆さんの負担がどの程度減ったのか

といったことも、やっぱり議会といたしましてもしっかりと検証していかなければならないという部分もございますので、その辺のまた検証も今後報告いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、③番に移ります。県において、地球温暖化防止とエネルギー供給力強化の両方に資するエネルギーの多角化を地域活性化にも役立てるため、1市町1エネおこしを目標に掲げ、県内各地の特色を生かした再生可能エネルギー事業を推進しており、永平寺町においても木質バイオマスボイラーを導入いたしました。ほかの再生可能エネルギーを取り入れる考えやそのほかの動きなど何かございましたら、把握している部分でお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 再生可能エネルギーの導入につきましては、自然環境や地域の事情などを把握する必要があるというふうに認識をしております。例えば風力発電を例に挙げますと、永平寺町はその風力発電を起こすほどの風力が乏しいということが言われており、再生可能エネルギーの中でも風力発電はどれも適さないということがよく聞かれます。2050年に向けたゼロカーボンを目指すためには、やはり再生可能エネルギーの設備の導入は必要であるというふうに考えております。このため、今後も検討をしていきたいというふうに思います。

議員ご指摘ありましたバイオマスボイラーにつきましても、サンサンホールと福祉総合センター翠荘に設置をしております。町内公共施設の中でCO₂削減の目標値がございまして、2030年までに2013年を基準として40%削減の目標を掲げております。中間年、2023年では19%の削減ということを目指していますが、参考までに、令和元年度現在では17%の削減というふうになっております。この17%削減の中では、やはりバイオマスボイラーの効果というのは非常に大きいというふうに考えております。その40%削減という目標の中では、やはり再生可能エネルギーの導入は必要ではないかというふうに思います。ただ、この導入につきましては、やはり国の補助金とか、そういう財政上有利な財源を活用する必要があるということも同時に考えなきゃいけないということがございます。

さっき総務課長申し上げましたとおり、現在、庁内関係課で公共施設についての今後の在り方ということについては検討を始めておりますので、その点もよろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 今ほど課長のほうからいろいろな町内での動きというものがございましたが、この中で風力発電についてはちょっと永平寺町内では厳しいと
いったお話ございました。そのほか、太陽光であるとか水力であるとかそういったところの取組とか、何かお話はございませんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 今、具体的にこの再エネに取り組むというふうなことについては、まさしくこれからの検討というふうにご理解いただきたいと思
います。

さっき言いましたとおり、自然環境とか地域の事情とかというのも、そこも考
慮しながら、永平寺町としてどういうのに取り組むべきかということについては、
今まさしくこれから検討をするということでご理解願いたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 小水力発電につきましては、いろいろな土地改良の皆さんが
一度チャレンジをしようとしたことがありました。ただ、いろいろ、その調査、
また水力での発電、そういったのを踏まえてなかなか厳しいということで断念さ
れた、そういった例もございます。

ただ、これからは、また技術も進んできておりますし、また太陽光とか自然エ
ネルギーで発電した電力を永平寺町が使うことによって、多少電気料は高くなり
ますが、こういったCO₂削減に貢献する。いろいろなメニューも出てきておりま
すので、しっかりとそういったところを情報収集をしながらしっかりと取り組ん
でいきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 今ほどそういった河合町長や担当課長のほうからもお話しい
ただきましたが、私、何が言いたいかと申しますと、やはりこういったところの
情報収集をしていただくことによって、新たな企業誘致、そしてまた雇用が生ま
れるのではないかなというふうに考えておりますので、そういった先のところま
で着眼していただいて確実な一歩目から進めていっていただきたいなというふう
に思って質問をさせていただきましたので、今後とも、ぜひともそういったとこ
ろに着目して取り組んでいっていただきたいなというふうに思っておりますの
で、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

④番、防災のまち永平寺町を掲げソフト面やハード面の整備を進めていますが、地球温暖化への影響による災害の原因でもある二酸化炭素排出を抑えることも、やはり防災、減災への取組の一つであるというふうに感じております。

永平寺町もカーボンゼロへの目標を掲げ取り組むべきと思っておりますが、今後取り組んでいく考えについて、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 防災の面でもそうですし、今回、まち・ひと・しごとの改定もありました。その中でSDGs、しっかりと持続可能な社会をつくっていくためにこの環境問題というのは待ったなしの状況だと思っております。

そういった点でもしっかりと宣言を出して、また皆さんといろいろ進めていくことは当然のことだと思っておりますので、また、先ほど課長申し上げました、永平寺町に合った、どういった宣言を出せばいいか、しっかりと研究をしながら宣言を出していきたいなと思っておりますので、また引き続きいろいろご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 今ほど河合町長のほうからそういった宣言に向けた取組をしっかりといただけるといったお話もございましたので、私も、ただ計画をどんと、これをやります、あれをやりますではなくて、先ほど課長のほうからもお話ございましたが、やはり永平寺町の実情に合わせた、身の丈に合った計画、そして目標設定から、始められるところから始めていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひこの計画の実効性を十分考えていただき取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私からの一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、10番、川崎君の質問を許可します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 10番、川崎直文です。

今回の一般質問につきましては、2つの事項について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、行政サービスにおける連携・協働はというタイトルです。

今年の3月に第4次永平寺町行財政改革大綱が策定されております。この第4次永平寺町行財政改革大綱の中で、第3章の2に改革推進のための基本方針、これ第3次もそうだったんですけども、4つの基本方針が設定されております。この改革推進のための基本方針、この4つの基本方針を確認したいと思います。

それも、第3次から第4次、今回の基本方針、どのように変わったのかということ踏まえて紹介していただきたいと思います。お願いします。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今回、今年から5年間の第4次行財政改革が始まったというものでございます。

ご承知のとおり、永平寺町は平成18年合併いたしました。合併以降、町としてこれまで15年間行政改革に取り組んでまいりました。

簡単にちょっと説明させていただきますと、この15年間の決算の状況について述べさせていただきますと、一般会計でございます。合併時の合併した翌年、18年度の永平寺町の歳出、それと令和元年度の永平寺町の歳出の決算を比べてみますと、平成18年度は決算の歳出総額が85億3,000万。じゃ、令和元年度はどうかと申しますと86億3,000万ということで、金額的には約1億の差でございます。ただしがございまして、この歳出の内訳というものが大きく変わってございます。

特に幾つか申しますと、人件費、これはこの15年間で約3億円減少してございます。扶助費、これは今度逆に5億円増えています。公債費4億4,000万円の減少。いわゆる繰上償還であるとか借換えをした結果でございます。

今度、物件費であるとか、維持修繕費、これは4億7,000万増加ということで、トータル1億円の増加ですけども、実質、中身は大きく変わってる。永平寺町全体としては大体86億から90億の毎年の歳出予算でございますけれども、結局、この行財政改革、3期ですね。5年区切りで計画してございますけれども、これまで定員管理であるとか、公債費削減であるとか、そういったものに取り組んでまいりました。ある程度一定の成果は私は出てるんでないかなと思っています。

これからにつきましては、やはり今コロナ禍であるとか、またこれから働き方

改革であるとか、そういったことを加味した上で今後の5か年間、新たな行財政改革を進めていくという中で、今回、第3次と第4次、引き続きみたいなどころも多くあるんですけども、やはりこれから住民の方々とのいろんな連携も必要になってくるということで、今回、次期計画におきましては、この4つの取組方針として取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 第3次のときの4つの基本方針、最初に「情報発信の促進と協働の推進」ということ、それから2番目に「組織力の強化と人材育成」、これについては、第4次でも「人材育成と組織体制の強化」ということで文言を入れ替えての設定になっております。

「効率的な行政運営の確立」ということです。財政上、説明がありました、それをより一層行政運営をやっていこうということで「効率的な行政運営の推進」ということですね。「確立」から「推進」という言葉になっております。

それから、財政基盤の強化ということで八十何億というお話をされました。これもこのところ言われてます持続可能な財政基盤の確立ということで、今までは財政基盤をいろいろ工夫しながら取り組んできたわけですけども、これからは維持していくといったところの取組になるんじゃないかなと思います。

先ほど課長が言われました住民との連携というところをしっかりとこれから取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかということです。第4次のところで1番目に設定されております「行政サービスにおける連携・協働の推進」と。行政が行っているサービスについて住民と連携しながら、協働しながら取り組んでいくといったところが強調されているんじゃないかなと、力点が置かれているのではないかなと思います。

質問の2つ目です。今申し上げました第4次の4つの基本方針の中の、先ほど申し上げました行政サービスにおける連携・協働の推進というのが基本方針にあるわけですけども、さらにどういった取組になるのかということで、大綱のさらに計画、いろんな施策があるわけですけども、実施計画というのが設定されております。この行政サービスにおける連携・協働の推進、これを具体的にどんなふうな取組をやるんだということで実施計画が出ております。実施計画の2つのくくりですね。町民との連携・協働、それから2つ目が民間活力の活用ということで、2つの設定がされております。この2つの設定の中にさらに具体的な取

組事項が設定されているということです。この点について紹介していただきましょうか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今回の第4次の中で、行政サービスにおける連携・協働の推進というものでございます。

第3次におきましては、情報発信の促進ということでございました。今、コロナ禍もございまして、町といたしましてはいろんなことでコロナ禍のことも踏まえていろんな形で情報発信を進めさせていただいてございます。こうした情報発信に努めたことは、皆様に少しでも関心を持っていただいて、次の行政サービスにつなげていきたいという思いでございます。

今、6つという議員さんおっしゃいましたけれども、「町民等との連携・協働」という項目といたしましては、1つ目として、住民参画機会の拡充、また町政情報の提供として住民の声を生かした町政運営を推進していきたい。これまでもやっておりますけれども、すまいるミーティングの開催など、やはり情報の提供を皆様に努めるということは大切であると思っております。

2つ目として、多様な人材参画の推進ということで、特に女性参画も大いに期待しておりますけれども、女性の登用や幅広い年齢層からの委員への登用といったことで、今年の農業委員さんの中でも若い方も登用されているのではないかと思っております。

そして、3つ目としましては、やはり地元と連携するためには地元の組織も強化していただきたいといったことで、地区振興協議会の設立と支援といったものを振興会の組織化を進めたいというふうに考えているところでございます。

やはり防災の観点からもありますけれども、自助・共助・公助体制の確立。このためには、今も進めてございます自主防災会、また連絡協議会の充実強化といったもの。

そして、今、2020年問題であるとか、これから少子・高齢化特に言われてますけれども、やはり地域包括システム、これはもう不可欠な問題でございます。こうしたところの強化といったことに取り組んでいるところでございます。

また、民間活力の活用ということでございますけれども、ご承知かと思えますけれども、幼稚園・幼稚園の民営化のことについても検討しているということで、いずれにおきましても行政において全てを網羅するのではなくて、民間にできることは民間で、また民間のお力を借りることによりまして行政力の向上を努めて

いきたいというふうなことで、今回の第4次行財政改革の推進を図っていききたいと考えております。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ありがとうございます。

行政サービスにおける連携・協働の推進ということで、6つの具体的な取組事項を紹介していただきました。

そのうち2つ、今回確認、質問したいと思います。

先ほど地元の組織の強化ということで、地区振興会等の設立と支援ということで、これは何も今回初めて出てくるテーマではありません。従来から取組として、恐らくこれ2次、3次辺りから継続して出ているテーマだと思います。

この行革の実施計画では、到達目標として地区振興会の組織化7地区とあります。これ、もう既に4地区は設立されておりますので、これからの取組で残りの3地区を目標、ターゲットとして取り組んでいくということになるんじゃないかなと思います。計画の中の到達目標7地区とありますけれども、これ3地区ということで取組になるんじゃないかというのが1つです。

それから、地区振興会の組織化、設立ということについては、ほかの計画、それから当初予算でも事業として掲げられております。令和2年度の当初予算に関わる主要事業の中では、事業名として「地域づくり推進事業」ということで設定、予算化、予算計上されております。その中で、どういった取組になるのかということが記載されております。

1つの自治会内だけではなく、隣接する地区で一緒になって考える地区振興会の設立支援に力を入れるということで、今年度の予算の主要事業の中では今紹介しましたように隣接する地区で一緒になってその設立をやりましょうということで取組の内容が紹介されております。

それからもう一つ、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略でもこの地区振興協議会について取組が計画されております。未来を見据えた生活しやすい、生活に便利なまちをつくるということで、基本的な方向づけとして、「地域組織の育成により、まずは「ひとづくり」への取組み」と。地域組織の育成、それにまず人づくりから取り組んでいくんだということで、創生総合戦略の中では設定されております。

戦略ですから、具体的にKPIが設定されております。総合戦略の中では、地区振興協議会加入自治会を設定しております。町内に89の集落いうんですか、

行政区、行政の単位があります。現在は、その46%が既に地区振興会に加入しているという現状の数字です。これを2024年には61%の加入に持っていくと。89集落で41集落は既に地区振興会に加入していますよと。2024年には89集落、54集落を地区振興会の加入率、加入にしましょうという目標設定をしております。

私が確認したいのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略での取組、目標設定、それから今年の当初予算における取組の内容、隣接する地区で一緒になって考える地区振興会を立ち上げましょうということです。

そして、行革では、これは令和7年ですね。5年後に7地区での振興会を設立しましょうと。これは今までは行革の計画では小学校区単位で7つの振興会を立ち上げるということで目標を設定しているわけです。

今紹介しましたように、行革の取組、ターゲット、それから予算での取組、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略での取組、そしてKPI、目標設定ですね。ここら辺をしっかりと整合性を取って、一体令和3年には何をやるんだというところをもう一度整理整頓しなきゃいけないんじゃないかなと思います。この点、どう捉えておられますか。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 地区振興会の目標数値のことについてのご質問でございますが、数年前、以前は議員さんおっしゃったとおり、地区振興会の設立単位は小学校区としておりました。4地区設立されておまして、目標としては7小学校区全てを設立したいということで目標を7地区としておりました。

しかし、一昨年度より、その設立単位を小学校区によらず、共通の課題や取組、結びつきがあるような自治会での設立のほうが現実的で、実効性もあると考えて取り組んできております。令和2年4月には、高橋、谷口、花谷、光明寺の4区により四地区振興連絡会が設立され、現在、5となっております。

ご指摘の目標数値につきましてですが、行財政改革実施計画による数値には、小学校区によらない数字として7地区としております。ですから、以前の7は全て全部ということでしたけれども、今の7というのは単純に7地区できるということで、加入されていない自治会も残るかもしれないというふうなことを含んでおります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、振興会の数ではなく、加入自治会数を目標数値としたため、結果として分かりにくくなってしまったことをまず

もっておわびしたいというふうに思います。

先ほどの7地区が設立できれば、全89自治会のうち、55自治会、61%になると設定しましたので、目標としてはほぼ同様と考えていただければいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 1つの取組でいろんな計画、それから予算上での取組、これをしっかりと整合性を取って、分かりやすくこれから進めていっていただきたいと思います。我々地域住民にとっても、あ、こういう目標値に自分のところの地域があるんだよねとか、こういう施策をやらなきゃいけないんだよねっていうのを住民一人一人が地域づくりの中で共有していかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

さて、今年度の取組についてはどのような状況であるのかということを確認したいと思います。

令和3年度の第2回の定例会、町長から提案の説明がありました。3月ですね。この中で、地区振興会の未設置地区に対する、まだ地区振興会ができてない地区に対する設立への呼びかけや支援を強化することとしておりますと。次に、専門家による講習会の実施や地区への講師派遣などを行ってまいりますと。かなり具体的に、じゃ、強化するというお考え、そして専門家による講習会、地区への講師派遣といったようなことをお話しされております。3月の定例会での提案説明ですから、今年の一つの方向性を示されたものと思います。どういったことで取組しているのか、どんなふうな計画があるのか、具体的にお話ししていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 今年度当初予算主要事業にも地域づくり推進事業を上げております。その中でありました地区振興会設立を進める支援策といたしまして、4回の講演会を予定をしております。設立を検討していただける地区での講演会での講師の派遣を2回、その他、伸びゆく町民運動推進事業の会議をいつも春先行っているんですけども、そのときには地区の担当者の方々、区長さんの場合もありますけれども、そういう方々が集まっていただく会議で1回、そして基本的に全町民を対象としたような広く呼びかけるような講演会を1回という形で計画をしております。

この4回の講師ですけれども、できれば毎回同じ講師をお願いをして、専属のアドバイザーのような位置づけとしてお願いできればなというふうに考えておりました。そうしますと町の状況も把握した上で、現実に沿った助言が受けられるかなというふうに思っております。現在、ご相談をさせていただいておるところでございます。

なお、伸びゆく町民運動推進事業、春先に会議をすると申しあげましたけれども、5月中にする予定でございましたけれども、コロナ禍ということで、延期をしたため、改めて6月に、もしくは7月になるかもしれませんが、6月、7月には実施をしたいというふうに考えております。

そのほか、先ほど申しあげました検討を打診している地区に対して講演会しませんかというふうな呼びかけをしていきたいというふうに思っているところがございます。

また、話ちょっと変わりますけれども、その地区振興会づくりのきっかけというように含めまして、本町を拠点に活動をされる写真家のエバレット・ケネディ・ブラウンさんが松岡十二曲がりが高く評価されているというふうなこともありまして、そのエリアの方々とまちづくりに関する意見交換などを行いながら、地域の結びつき、連携を深めていくような働きかけを行い、これが地区振興会につながるような動きになればいいなというふうに考えているところがございます。

また、補助金要綱制定が中断しております地域づくり応援事業についても、地区振興会づくりにつなげられるような要綱としてご提案をしていくことを検討しているところがございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今おっしゃった地区振興会をつくり上げていくということですが、地域力を上げましょう、そのための受皿をつくりましょうという、そういったお話も大事なんですけども、これも前回か前々回申しあげました、具体的なその地域における事業を立ち上げていくと。それで地域の皆さん、ひとつ参画しましょうよと。それが事業を立ち上げていく中で自分たちがしっかり参画していかなきゃいけない一つの組織ができ上がる、それが地域の振興協議会みたいな姿になるんじゃないかなと。教科書どおりこれで頑張ってやりましょうというのはなかなか具体的に設立が見えないんですけども、いろんな具体的な事

業をこれをとにかく国、県の補助事業でしっかりやっつけていかなきゃいけない、地域課題のためにこの事業をやりましょうと。では、頼むよねっていう、そういうグループが出来上がる。これが非常に目に見える姿なんですね。それが事業終わったときに一つのグループがしっかりとその事業を継続していく。これ、またほかの課題があるから俺たちもまたしっかりやっつけていかなきゃいけないよねっていうのは、まさに地区振興会の一つの基礎になるんじゃないかなと思いますので、今おっしゃった後半の部分を具体的にこの地区でこういう事業をやりましょうという取組も非常に大事なんじゃないかなと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおりだと思います。振興会、いろいろなきっかけで人が集まって、さらにそれが振興会に広がっていくということが最近、ここにもさっき課長がありました谷口、花谷、光明寺、高橋が今連携を組む。一つのまちづくりのいろいろなイベントの中から出来上がっていった。

また、先ほどちょっとありましたエバレットさんのお話の中で、文化とか歴史でもう一度その地区を超えてつながりを見せて、そこからまた振興会というか、まとまっているいろいろなことをやっつけていこうという、そういった機運が芽生える。町としましてもいろいろな情報を捉えながら、集まるきっかけのときにはまちづくりのこういったことができますよという提案をしながら進めていくことが大事かなと思っております。

本当に防災でまとまったり、いろいろなところでまとまるのが本当に最近よく見えてきましたので、その地域柄にあったことも町がしっかりと支援をしていきたいと思いますし、情報提供もしていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 行政サービスにおける連携・協働の推進の6つの事業の取組事項のところに、地域包括ケアシステムの構築ということで、これを計画上、新規という位置づけで福祉保健課が所管部門となって設定されております。地域包括ケアシステムの構築、これは実施計画の中では到達目標が設定されております。地域住民で運営する助け合い活動、サービスの提供を行うグループですね。助け合いの活動、サービスの提供を行うグループを具体的に3グループを設定してあるわけです。この内容について一度確認したいと思います。

今年度の当初予算で地域支援事業ということで計上されております福祉保健課が所管部門になって、「支え合いの地域づくりを進め、安心して暮らせる生活環

境づくりや生活支援サービスの向上に取り組めます」ということです。令和3年度の地域支援事業がこの行革の実施計画に設定されている地域包括ケアシステムの構築と同一になるのかどうかということです。

それから、当町の社会福祉協議会が取り組んでおります地域支え合い座談会というのは現在行われております。社協が発行する『ほほえみ』という小冊子、ここに昨年の11月号があるわけですが、この中で「支え合い座談会というものを行っています」ということで、実績としては、ご存じのように上志比地区のひまわりサポートの会の買物送迎サポートが開始されたということで、今も運用されているんですけれども、これがここに実施計画に設定されている一つの事業なのかどうかということです。

それから、志比北地区でも地域支え合い座談会が第6回が先日行われたんですけれども、この社協の地域福祉推進課が進めておりますこういった活動をこの実施計画の構築の中の一つの取組として捉えていいのかどうかということです。

いずれにしても、実施計画で新規に出てきております地域包括ケアシステムの構築、これはどのような地域で、どれぐらいの規模の地域で考えるのかということ。それから、どのようなサービスなのか。これを推進していく行政の窓口はどうなのか。そして、それを進めていく地域の規模というのはどれぐらいを想定しているのかをお話してください。お願いします。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、地域包括ケアシステムでございますが、今回の計画で新規と載っておりますが、システムの推進自体は以前より取り組んでおりました。

まず申し上げますと、5つの柱がございまして、住まいの確保、それから医療サービスとの連携、介護予防の推進、介護サービスの充実、それと生活支援体制の充実ということになります。今回目指しておりますのは、生活支援体制の整備というところで、実は社会福祉協議会というか、地域包括支援センターのほうにも委託してございます。生活支援体制を推進するマネジャーというものを包括センターに置きまして、社会福祉協議会の地域福祉推進課と共に推進しているというところでございます。

介護保険事業の中に地域支援事業で予算化している部分については、その支え合いのまちづくりの予算と見ていただいて構いません。その推進に当たる費用ということでございます。社会福祉協議会と福祉保健課、永平寺町と共に推進して

いるというところがございます。

具体的な規模ですけれども、第1層、第2層、第3層という考え方がございます。1層というのは永平寺町全体、2層というのは中学校区単位、第3層というのは小学校区単位をイメージしていただければと思います。

先ほど生涯学習課、課長も申し上げたとおり、地域のつながりによってその体制というのは変わってくるだろうとっております。ですから、どこそこが連携してやるというところを具体的にイメージするのは大事だと思いますけれども、やっぱりつながりによって必要なサービスを設けられる、歴史的なところ、支援的なところ、いろんなところがあると思いますので、集まっていただいて、課題を見つけて、それに対して克服する体制をつくっていく。これについては、いろいろご相談に乗っていきたいと思います。

現状としては、松岡地区で今年も推進啓発会を進めております。志比北地区にも進めている座談会も入っていくと思います。ご紹介いただいた上志比地区のサポートの会もようやく生まれた買物支援について課題があって、そこについて解決するという方向に進んでいると思われま。

地域の実情も若干変わってきたと思います。お買物に不足していたという状況が大分克服されてきたような気もいたしますので、また新たなサービスを見つけていただく。

朝井議員からも提案ありましたごみ出し支援であったり、どんな形でも結構だと思います。地域での生活を守るために新しいサービスを地域の方で互助として生み出していただくというのが必要なことだと思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ありがとうございます。

地域づくりということで従来から行っております生涯学習課での取組、それから福祉保健課での取組、これをさらに充実して進めていっていただきたいなと思っております。

ポイントは、行政からいろんな支援をもらうんですけれども、やはり住民が、地域が主体となってしっかりと取り組んでいかなきゃいけない、地域づくりをやっているか、いかにいけるかということです。そういったところから、地域としてもできるだけ多くの人に参画してもらいたいということで一生懸命取り組んでいるわけですけれども、その地域の規模によっては受入れの容量、キャパというのが

あるわけです。これはうちもう目いっぱいですからしんどいというのでなくして、行政の皆さんからいろいろ、これどうですか、こういうことについて検討しましょうというのをぜひとも地域づくりというところで共有していただいて、各課で連携しながら、地域への働きかけというのをぜひともお願いしたいなと思います。

地域づくり、いろんな切り口があります。ただ、受入れ側としては本当に幾つものグループをつくるというところなかなかできないので、やはり先ほどから出てます地区振興連絡協議会の中でしっかりと受けて、そこでグループで、この部分はしっかりとこのグループでやってくださいよといったような進め方になりますので、できるだけ地域の受皿も多くの人に集まってもらって、キャパ、容量を大きくしたいんですけども、一方で効率よく支援をしていただきたいなという事のお願いです。よろしく申し上げます。

今回、改めて、やはり地域の一人一人が担い手になっていくと、こういった考え方を我々地域としては一人でも多く考え方を大きく共有していきたいなと思っております。

さらに、行政各課ではいろんな事業の名前の下に、これどうですかということでもどンドン地域のほうに投げかけていっていただきたいなと思います。本当に実力のある地域づくりというのはこれからも継続して取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思います。

このことを申し上げまして、最初の質問を終わります。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 本当にありきたりかもしれませんが、全てのことに民間の方と協働していくというのはなかなか難しいというのは思っています。ただ、行政としては、やはり地域の方々との話合い、ここがまず一番重要でありますし、協働してできること、できないことの見極めも大切。

それと、やはり押しつけというものはいけないと。なおかつ、行政としてはやはり仕掛けづくりであって、もう一つは住民の方々がこういったことをやってみたいといったことを後押ししていく。そうした中で住民の方との協働が生まれていくと思いますので、この辺は今後におきましてもその地区の方々との話合いを進めた上でいろんなことを進めていきたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 町民の皆様との連携・協働の取組としまして、成功例として近助タクシーというものが挙げられます。近助タクシーにつきましては、地域の課題があったことを地域で解決するというところで、まずなかなか難しいところを志比北振興連絡協議会という母体があって、そこが中心となって地域課題解決や近助タクシーのドライバーさんを地域で出すということでご協力をいただきまして、近助タクシーというものの実現がスムーズに行われたというところもございますし、その後、実際、近助タクシーを運行していく中で利用者の方が外に出る機会が増えてきた。そのことで地域の人同士のまた交流が増えた。当然、ドライバーの皆様も地域内で、ああいう方がいたんだとか、ああいう方と話をしたということで交流が広がってきた。そういったことが自分自身が地域の見守り役であるという意識の向上につながっていったということで、最初はドライバーさんをとるところから始まったのが、結果的にはそこに住む人々の地域は地域の力でできることもあるんだと。それをやっていくと地域の人に喜ばれて非常にやりがいがあって、もっとほかのこともやっていけるのではないかという意識向上につながっていったというふうにお聞きしておりますので、こういった取組をほかの地域でも推進していくということは大事なことではないかというふうにご考えているところでございます。

近助タクシーにつきましては、ほかの地域の方からもちよっとうちの地域でも話をというようなお声はいただいているところですが、中には行政の人から話を聞くよりも、成功した地域の方たちの声を聞きたい、そういった地域と課題を共有していきたいというようなお声もいただいておりますので、またこういう活動が地域間の交流等にもつながっていくというようなことも十分あり得るということが町としても分かってきましたので、できる限り積極的に推し進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に地域振興会で活発にやっていただいている振興会がありまして、今ほどありましたとおり、ほかの振興会もその活発な振興会に刺激を受けまして、じゃ、私たちの振興会もということで、今、川崎議員もいろいろ何かお話をされに行く、お願いをされているというのも聞いております。振興会長としてどういうふうな取組をしたかというのもぜひ伝えていただきたいなと思いますし、またその中で吉野の振興会は、じゃ、吉野地区の土地の利用をどうやってやっていこうとか、そういった振興会としてマスタープランの中に提言をい

ただいたり、本当に活発に動き出してきておりますので、町としましても、先ほ
どいろいろな支援する政策をどんどん活用しまして広げていく、そういった活動
をしっかりしていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ありがとうございます。

一人一人が地域で支え合いの地域づくりというのがキーワードになるんじやな
いかなと思います。それを具体的に一つ一つ各地域で実践していくと。今、この
時期に来てるんじやないかなと思いますので、またよろしくお願いします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

安全な避難はいつ、どのようにということですか。

先月の5月20日に避難情報に関するガイドラインというのが改定されまし
た。そして、今年の3月におよそ1,000年に一度の降雨量を想定した想定最
大規模版の洪水ハザードマップが発行されております。

最初の質問です。この5月20日に改定された避難情報に関するガイドライン、
これ既に今月の広報永平寺に特集記事として紹介されておりますけれども、主な
改定内容と、それから大切なのは、なぜ改定に至ったのかということですね。

「避難勧告」非常に分かりにくいから、もう「避難指示」に変えましたというよ
うなところをなぜ変えたのかということも併せてしっかりと周知していきな
きゃいけないんじゃないかなと思います。

改定の内容と、それに至った経緯についてお話ししていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） この5月20日に災害基本法が改定されています。

主な改定点は3つあります。

1つ目は、避難指示の一本化です。今まで警戒レベル4で避難勧告、避難指示
がありましたが、今回の改定で避難勧告が廃止されました。災害のおそれのある
段階から避難指示を出すことによって早め早めの避難をお願いするとともに、町
が発令する警戒レベル4で全員が避難することになりました。

2つ目は、個別避難計画の作成です。高齢者や障がい者などの避難行動要支援
者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町の努力義務
となりました。

3つ目は、国の災害対策本部の見直しです。今回から災害発生のおそれがある

段階でも、国の災害対策本部が設置されることが可能になり、迅速な対応が図られることになりました。

これらの改定の背景には、今まで日本国内、甚大な自然災害等ありましたが、令和元年度の東日本台風等において避難しなかったまたは避難が遅れたという現象がありまして、それが高齢者等の被災者も多く発生しました。

それらの原因を調査した中で、避難勧告、避難指示の区別など行政による避難情報が分かりにくかったということが要因として挙げられ、国のワーキンググループ等でこの避難情報及び広域避難所に関する事、また高齢者の避難に関する事などが検討されまして、今回の改定に至っているところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今おっしゃったように、今回の見直しというのは避難勧告、これは先ほどの令和元年の台風19号のところの課題として、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベルの4の中に避難勧告と避難指示の両方が位置づけられているのは非常に分かりにくいという、その課題が明確になったということです。

それから、先ほど言われましたように、この災害のときにも、やはり豪雨浸水時の屋外移動中の被災または高齢者等の被災が多かったということで、いまだ住民の自らの命は自らが守るという意識が十分であるとは言えないということの内閣府のガイドラインの改定の初めのところに書かれております。過去の災害における課題をしっかりと捉えて、今回の改定になったということです。

ぜひとも避難勧告がなくなって避難指示になりましたよ。高齢者が避難してくださいよという説明だけではなくして、こういう被災状況、災害があったときに高齢者はどうしても逃げ後れましたよといったようなことも併せて伝えて、しっかりとした避難情報を地域の皆さんに理解していただきたいなと思います。

さて、この避難情報に関するガイドライン、今回の広報永平寺にもしっかりと改定の内容が紹介されております。

これ、広報だけの周知ではなくして、どんなふうにして住民の皆さんに理解してもらおうのかということです。いろんな団体、それから組織のところへも積極的に呼びかけていくということのも大事なんじゃないかなと思います。

繰り返しますけれども、なぜ改定に至ったのかといったところもしっかりと説明をしていただけたらいいんじゃないかなと思います。

洪水ハザードマップがあります。これは今年の3月に発行されたものですが、この洪水ハザードマップの中に避難情報についてA4の1ページに掲示されているわけですが、これも改定が必要になるわけですね。これ、改定前の情報。「避難勧告」及び「避難指示」という文言が入っていますから。

このハザードマップって、発行して各家庭に1つ置いてあるんですけども、必ずこれを大切に保管しながら、時々確認するということの呼びかけがあったと思います。ここのところの情報もしっかり改定していかなければいけないんじゃないかなと思います。

それから、防災に関するいろんな計画の中にもこの避難情報という項目がありますので、そのところの改定もしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

一つ提案ですけども、この洪水ハザードマップ、3月に各家に配られたわけですが、今回、これ一例ですけども、新しく改定された避難情報というものを何かシールを作って、そのシールを各家庭に配って、家の人自らここへ貼りつけてもらうということが周知する一つの有効な手段になるんじゃないかなと思いますので、ちょっと私の思いつきかも分かりませんが、そういった工夫をしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

いろんな情報はこうなりましたということですが、それを住民一人一人がしっかりと理解していくという、ここが非常に大事なところなのでお願いしたいと思います。

周知の方法について、今考えているところをお話してください。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今ほどのハザードマップの変更、避難情報の変更については、また今、シール等で検討してまいりたいと思っています。

そのほかに、広報、今月号出しておりますが、ホームページ等でもお知らせしていますし、各自主防災のリーダーの方には郵送で情報が変わってますということはお知らせしました。

また、今後、区長会、そしてまたちょっとコロナが落ち着きましたら地区ごとの防災講座やサロン会等で丁寧に説明をして、広く周知を図りたいと思っています。

洪水ハザードマップについても、同じように地区ごとのいまの防災講座とかサロン等で、各家庭に配っていますが、その会議のときにまた1冊持って行って、しっかりと説明してまいりたいと思っています。

また、そのほかに、今、町の封筒にでも、簡単に閲覧ができるようにということと、町の封筒にQRコードを印刷して簡単に読み取れるような形のものも今検討しているところです。

以上です。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 改定された避難情報に基づいて避難開始となります。洪水ハザードマップにもあります、事前にハザードマップを活用したまち歩き、自分の家から避難所までどんな状況であるのか、またその災害発生時にはどういう想定ができるのか。災害発生時に自分の家から避難所までどんなふうにして歩いていったらいいのかということの呼びかけがあります。

洪水ハザードマップの中に「今日からできる防災活動」ということでハザードマップを使ったまち歩きということで、これをしっかりと家族または一人一人が、地域が取り組んでくださいよということです。

今回の広報永平寺にもポイント4として、避難所確認という項目で設定されております。避難所を家族で確認ということでハザードマップと同じように呼びかけております。

呼びかけだけではなくして、住民の方一人一人がどこまでこれを実践したかというところが非常に大事なんじゃないかなと思います。こういったところをどんなふうにして捉えているのか。そして、これをできるだけ住民一人一人が、また家族が、地域でまち歩きを行っていくと、実施するというのは、やはり地域単位での一つの防災講座、先ほどありましたように、防災講座を開いたときに、実際、自分のところの地域から避難所までみんなで歩いてみようね。そこでマップを持ちながらこれを作ろうよねという、そういう働きかけが大事なんじゃないかなと思います。どのように捉えておられますか。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） このことについては、ハザードマップが本年2月に更新されましたが、その後、コロナということでなかなか地区内での集まりに制限があって、皆さん集まることができなくて、防災講座も含めてなかなか周知することができませんでしたが、以前は各地区での防災訓練の中で地区内の消火栓の点検などを行っているところで、皆さん一緒に歩きながら地域を見回っていたと思います。

コロナはこうやってまだちょっと落ち着いてはいませんが、落ち着きましたら、

そういった活動が再びできるように、また町のほうからも、こういった避難情報が変わっているということなどの情報発信をしながら支援していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） それからも一つ、同じハザードマップの中に非常持出品のチェックリストというのが出ております。これも広報永平寺の6月号に、ポイント1として、事前の備え、非常持出袋などの確認準備ということで要点を伝えております。

この非常持ち出しという、整備していく充実していくという中で、具体的に行政、町からの補助とか支援の制度はあるのかどうか。非常持出袋の支援はあると聞いているんですけども、そういったところをもう一度徹底して、実際に各家に町から補助で支給された非常持出袋が届く、その中に必要なものを入れていくというところまで進めていって、その家庭の防災力、地域の防災力が高まるんじゃないかなと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今ほどおっしゃっていたとおり、非常用持出袋の購入につきましては、避難用資機材として自主防災組織等で購入される場合、購入額の約8割を補助してます。ただ、このように地区全体で使用する物品等についての購入補助をしていますが、今の個人用の非常用持出品の整備については対象外となっていて、今、広報等でこういったものがありますよという、こういったものを整備してはどうでしょうかという情報発信だけになってはいますが、そういったものの中身については個人のほうで整備していただきたいなと思っています。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 非常用持出袋が配布され、これが大きい引き金となって各家庭で非常用の品物をそろえていく。このことが非常に大事なので、せっかく補助事業がありますから、これをどんどん普及していくということで取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

今年の3月の令和3年の第2回定例会、これも町長の提案説明の中に出ております。コロナ禍における避難所の開設・運営ガイドラインの策定。そして2つ目、

3月の時点で福井大学の酒井教授と共に進めている福祉避難所の開設運営の在り方についても着実に進めて、災害に備えていきますということでもあります。

まず、コロナ禍における避難所の開設・運営ガイドラインの策定というのがあるんですけども、コロナ禍における避難所開設の運営については、昨年10月に「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」と、改訂版ですけども、昨年10月に出しております。この手引とは別に、ガイドラインを策定するのかどうかということ、この手引の見直しになるのかどうか、この点を一つ確認しておきます。

それから、昨年10月の改訂版、その「運営の手引き」にのっとって、どんなふうな今準備状況、どんなふうな実施状況になっているのかということを確認したいと思います。

例えば避難所のレイアウトの見直しとか、それから感染対策に必要な物資の準備。例えばその間仕切りです。それから個室の設定、それから専用トイレ。こういったことが「手引き」の中に書かれておりますので、今言ったのは一つの例ですけども、この「手引き」の実施状況、またガイドラインという設定、それはどういう位置づけになっているのかということ。

いずれにしましても、コロナ禍における避難所の充実、整備を進めていかなきゃいけないんですね。こういったところの取組についてどのようになっているのかということを確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今のご質問ですが、ガイドラインというのは手引と同じような考えだと思ってもらえばいいです。

これについては、昨年のたしか出水期前に一度今のコロナの対策についての「避難所の運営の手引き」が出されています。そして、10月で改訂版ということで、今そういった状況になっています。

また、これは今後、コロナ対策等でまた新しい見解等が出たら、またすぐそういった改訂できるように迅速に対応していきたいという趣旨でございます。

この「コロナの避難所運営の手引き」、ガイドラインを基に、実は昨年10月に吉野・坂上地区自主防災組織連絡協議会の防災訓練で、同地区で町内の全ての自主防災会のリーダーを対象に、避難所の開設・運営、資機材設置等を確認しております。

ここでは全避難者への検温、問診を行い、また異常がある方については一般の

方とは別の動線を設けて専用スペースを設置したりして避難者と分けて受入れをしております。

また、避難所においては3密等を避けるために通路の間隔を2メートルほど取って区画を作りまして、そこに屋内用テント、ベッド等を設置しております。

また、本年の1月の大雪のときには、中部縦貫自動車道、国道416号からの帰宅困難者を永平寺支所と上志比支所に受け入れております。このときも、このガイドラインに沿ったコロナ対策を取りまして、安心して皆さんに避難していただいているところです。

感染対策用の資機材については、各指定避難所に今の3密を避けるような屋内テント、ベッド、非常用発電機、また災害用の電動トイレ、大型冷風機、蓄電池等を配備しており、今後も引き続き整備してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） コロナ禍における避難所の開設・運営については説明いただきました。

続いて、福祉避難所の開設・運営のこれからの取組について確認させていただきます。

先ほどの今年の3月の定例会の提案説明の中にもありましたように、在り方検討会がその結果を踏まえてしっかりとガイドラインをつくっていくということです。

そして、直近のニュースというんですか、新聞記事に掲載されていたのは、九頭竜川北側減災対策協議会と県管理河川の嶺北ブロック、嶺南ブロック、減災対策協議会で永平寺町は福井大学と協働で進める要配慮者を受け入れる福祉避難所のガイドライン作成について町長が説明されたとあります。今、この要配慮者を受け入れる福祉避難のガイドラインというものが策定されているのではないかなと思います。こういった内容でなるのか。

さらには、具体的な施策というものが当然出てくるわけです。これがいつ頃に実施されるのかというところを確認したいと思います。

同じ福井新聞の記事ですけれども、町と福井大学の協働企画で昨年7月に設置したと。この在り方検討会ですか。福祉避難所の開設・運営の在り方を探る検討会、昨年の7月に設置したと。3月9日に候補地施設を視察したと。

これは、この在り方検討会からの提言として、新たに指定する候補施設として

小学校など6つを提示しているということです。

それから、町内の障がい者支援団体の会長さんが、車椅子の利用者からすると手すりの位置が高い場所にあったなどといったような改善の指摘も出されております。

こういった検討結果を踏まえて、2021年度に福祉避難所のガイドラインなどを見直す方針ということで紹介されておりますけれども、福祉避難所の開設・運営、これガイドラインになるのか分かりませんが、いつ頃の策定で、具体的な施策、こういった内容のことが考えられます。それを実施するのはいつ頃かといったところ、今お分かりの項目がありましたらお答えください。お願いします。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） これにつきましては、ガイドラインの策定は9月を目標に推進しております。ただ、福祉避難所の課題には避難経路の問題や施設の設備や備品、開設した施設の人員の不足や、また障がい者の方らの個人情報の保護や名簿の作成など、多様な要配慮者がいますので、そういった方々への対応。それと、今の収容人数の件もありますが、いろいろな問題があります。それらについて、現在まで、昨年5回の検討会を開きながら、またその中で永寿苑で自助訓練等も行いながら見直し等を行っています。

この会には、先ほど言いました福井大学と一緒にやっているところなんですけれども、検討会では自衛隊、警察、障がい者の方、そして福祉施設の関係者、そして自主防災組織、防災士の会の代表者さんらが皆さん集まっていたいて話し合いを行っております。

先ほどここで幾つか避難所の追加の提案や福祉避難所に必要な設備や備品、今の避難所の開設・運営などを幾つか提案されていますので、またこれをもう少しその中で検討しながら進めていきたいと思っています。

また、この会議と並行して避難行動要支援者名簿を更新していきたいと思っています。その名簿を基に、どの支援者が、誰をどこに避難させるのかといった個別避難計画を福祉関係者や民生児童委員さんらと作成も考えております。それによりまして、要配慮者、一般の方も含めて、誰もが同じように避難できる体制を確立していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでは自主避難所へ皆さんが避難してから、そこから福祉避難所へ振り分けるという机上の中での取決めがあったんですが、今回、永平寺町ではさらに一段進めまして、福祉避難所に避難する方によってはそれぞれ障がいを持たれている方、いろいろな方がいる中で、例えば自家発電のバッテリーがないと呼吸ができないとか、そういった方々を一つ一つ把握をしまして、そういった方は災害が来たら、いろいろそういった説明があるところへすぐ避難していただく。それもまた地域の皆さんと連携をしてやっていただく。そういった避難所をこれからしっかりと現実に沿ったやり方でやろうとしているのがこの在り方検討委員会なんです。

ただ、社協の皆さん、いろいろな方々が現場を見ていただいて、今、幼稚園が福祉避難所になっておりますが、トイレが小さくて逆に使いにくい。その一方、各小中学校にはハートフルトイレが用意してありますので、教室を利用して福祉避難所にしたほうがいいのか、今いろいろな提案をいただいておりますし、もう一つ、キャパ、本当にどれぐらいの数が受け入れられるか。こういったこともしっかりと現状に沿ったやり方を今検討していくのが、ガイドラインをつかってやっていくのがこの在り方検討委員会なんです。

ただ、しっかりと、個人情報とかありますので、地域の皆さん、またいろいろな団体と一緒に進めていかなければいけないところもありますので、いざというときにはしっかりと機能するように頑張って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 町民の皆さんお一人お一人、そして家族、地域が災害に備えると。そして、大事なのは具体的な行動ということで、さらに防災力を高めていかなければならないんじゃないかなと思います。

そして、コロナ対策、避難所のコロナ対策、そして福祉避難所の整備ということで、これもできましたらできるだけ早い時期に一つ一つ整備していくということで取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩したいと思います。14時25分より再開をしたいと思います。

（午後 2時13分 休憩）

(午後 2時25分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、齋藤君の質問を許します。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） それでは、私、質問させていただきます。

3件の質問を通告してあります。順を追って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目、町内の公共施設の状況についてであります。

15年前、3つの町と村が合併しました。それと同時に、それぞれの自治体が所有していた各種の公共施設、これらを引き継いだ新しい町、永平寺町では、施設再編計画を策定し、今日まで取壊しや改修、また用途の変更等々に取り組んできました。

地域の住民としては、誰もが身近なところにあってほしいと願うものではありますが、同じ用途の施設や老朽化による修繕費用のかかる施設、維持管理の費用等は町の財政負担の事情を考慮すると再編等の対象としなければならないのは当然のことだと思えます。

そこで、これまでに町として再編等に取り組んできたことについての評価というか成果、これはどうであったかです。計画どおりに進んでいるのか。進んでいないのはなぜか。振り返ってみての反省、また現状の状況についてお伺いをいたします。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今ほどの公共施設の再編等ということでございますけれども。

実際に町といたしましては、各施設の現状、実態を把握しながら、今後の方向性につきまして検討させていただき、これまでも改修をしたり、また活用方法について検討し、それを変更したものもございます。

正直申しまして、実際に複数の施設を統合するであるとか、廃止、用途変更といったことについてはかなり難しい面があるというは私どもも実感してございます。ただ、それをそのまましておくわけにもいきませんので、やはり毎年、その方向性について取り組んできたことにつきましては、4月から財政課によさせていただきましてけれども、十分それは評価できるのではないかなと。また、成果も表れているのではないかなと思っています。

実際、施設の解体や用途変更としましては、ご承知かと思えますけれども、上志比中央プールについても取り壊して宅地造成といったこともさせていただきました。旧上志比小学校についても一部解体して体育館として使用したり、また永平寺地区では永平寺保健センターの用途廃止であったり、あと林業振興センターの譲渡、松岡地区では御陵地区にあります夢サロンが今診療所として変わったことであるとか、清水団地、またB&Gプールなど、これまでいろんな施設の利用状況などを考慮しながらさせていただきました。そうしたことが昨年オープンしました上志比支所が地域防災拠点として今後ともやっていくということもあって建替えもさせていただき、消防団の詰所の建替え、統廃合をしていったということで、まだ道半ばではございますけれども、今現在における再編、いろんな個別計画を立てながらやってきたことについては十分私としては評価はできるのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（奥野正司君） 齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 現在のあります公共施設等の今後についてお伺いいたします。

これからの在り方、また再編についての全体計画があれば、その概要をお示してください。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 国も全市町村とかに関して指示しまして、永平寺町も29年3月に永平寺町公共施設等総合管理計画というものを立てさせていただきました。ここの中には、永平寺町にも数は細かいの含めてもっとあるんですが、まず120を超える公共施設があると。そのうち、築30年を超える施設が約半分、なおかつ、昭和50年前後に建てられた教育系施設または行政系施設、今後大規模改修も必要となってくるようなものも多くあるというふうに考えてございます。

ただ、今ほど言いました公共施設というのはやはり住民の利便性、これが一番でございます。今、公共施設の活用をどうしていくかということで、ご承知のとおり、幼稚園のことであるとか、小中学校について現在協議をしているといった中で、そのほかに町内に文化系施設、いわゆる人が集まる施設もあれば、社会教育系施設、またスポーツ、行政系施設、多くの施設がもうこれからだんだんだんだん経過年数がたって、また再編を進めなきゃいけないということになってくると思うんです。

今の公共施設の中には、小中学校みたいに既に耐震化を終えた施設もあります

し、またリニューアルを行った施設もありますが、基本的に老朽化が進んでいる施設につきましては、今後、適正な施設規模の検討、また、本当に再編という言葉じゃないですけども、集約化、複合化、あと引き続き使用する施設について長寿命化を図るなど、それともう一つは使用しない、使っていない、利用が少ないと申しますか、といった施設をどうするか。今後、さらに検討していく必要があります。

ただ、やはりいずれにいたしましても、全て町民が利用する施設というものでございます。利用頻度、また今後の活用の有効性などをさらに総合的に判断しながら、施設の整備、そして再編といったものを進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 取り壊すにも金がかかる、また残すにも金がかかると思います。しかし、町民の理解を得ながら、粛々と進めていただきたいと思っております。

次に、再整備された松岡公園の今後の利活用はどのように考えているかです。

再整備したというだけでこれからこのように活用したいとか、このように利用していきたいということは私もあまり見えてきません。今はコロナのこともあるかと思いますが、せっかく整備された施設であります。以前に子育てのまちなだから子どもたちが、親子が一緒に楽しめる憩いの場として遊具等を設置してみてもはどの願いをいたしましたか、今日現在はどうのような状況なのか。

親子で楽しめる施設としては、近隣では池田町、坂井市竹田地区の取組の状況は素晴らしいと思います。いかがですか。一度見学されてみてはいかがだと思います。

古くは桜の名所として、また学校の遠足等でにぎわったこともありました。町民の憩いの場として町外からの来訪者を迎える施設として、その利活用についての計画があればお示してください。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 松岡公園につきましては、今現在、遊具の設置は行っておりません。この松岡公園は、風致公園として花見シーズンをはじめといたしまして、シーズン以外でも散歩コースなどで利用されておまして、自然を楽しむことができる。また、眺望園地からの眺めを満喫できる憩いの空間として利用さ

れておりますが、さらに多くの方々に利用していただけるよう、今年度、公園内にトイレがありますけれども、こちらのほうを身障者の方も利用ができる、車椅子対応のトイレに改修を行うこととしております。

今後は、これまでも利用者からのニーズが高かった遊具の整備などにつきまして段階的に施設の充実を図りながら、家族連れなどより多くの方々に利用されやすい、また楽しんでいただける公園となるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 齋藤議員から提示いただいたあの後、実は数年前になりますが、いろんなどころへ実は視察に行きまして、遊具についてぜひという検討をしていたんですが、昨年、また今年度と花見のイベントを企画しておりましたが、コロナ禍の中で中止になってしまいました。

今、やはりその桜とか、そこをしっかりとやれるような環境になればいいなと思っておりますが、そういった中で、併せていろいろなノウハウ、遊具、こういった遊具が人気があるとか、アスレチックの遊具は実はあまり人気がないとか、いろいろな他市町の調査をしてまいってもおりますので、落ち着きましたら検討をしていきたいなというふうに思っております。

松岡公園だけではなく、今いろいろな公園もあります。今年度は点検もしっかりしながら、そういった公園の遊具等についても、今年度から進めていきますが、併せてしっかりとやっていきたいなと思っております。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） せっかく多額の費用を投資した施設であります。町民のためにもぜひとも憩いの場としての整備を早急をお願いしたいと願っております。

次に、旧上志比村の旭ヶ丘台地に点在する各種の公共施設等の管理運営状況はどのような状況なのかをお伺いいたします。

そしてまた、特に周辺的环境整備、特に草刈り等の状況についてはどのようになっているのかです。それぞれ教育施設、福祉施設等々、個々の管理運営状況等についてお伺いいたします。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 旭ヶ丘台地でございますけれども、生涯学習課の所管の施設としましては上志比文化会館サンサンホール、人希の里公園、農村公園、上志比グラウンドがございます。またほかには、上志比幼稚園、やすらぎの郷、上志比小学校、給食センターがあり、それぞれの施設はそれぞれ各課が所管及び

運営管理をしているところでございます。

ご指摘の部分、草刈り等ののり面とか、そういうふうな部分に関しましては、当課所管部分のほか、幼稚園の下ののり面、そして今年度からやすらぎの郷の下ののり面の部分も本課から一体的に業者委託するということになっておまして、シルバー人材センターに作業をしていただいております。

小学校の周辺につきましては、学校用務員が作業しているということでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、先月ですか、あそこの現場周辺を子どもたちが遊んでおりました。子どもの腰の高さよりもっと高いような草が生えているところや、きれいになっているところ、いろんなまばらでした。せっかく草刈りはされているんですけど、してないところがあまりにもまばらに見えたということから、こういう質問をさせていただいたというわけでございます。できるものならば、同様な時期にされるといいなと思っております。

今現在はどうのような状況か。いま一度見回ってみてはいかがかと思えます。利用するものが利用しやすいような環境づくりをお願いしたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 草刈りをした後、担当者がしっかりとそこを確認して、またこっちが伸びていたらそこは伸びているよとまた情報を役場に持って帰ってきてする。そういったしっかりとした環境をつくっていきたいと思えます。

ご指摘ありがとうございます。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 言い訳ではないんですけれども、広い広場でございますので、シルバー人材センターも計画的に、ここの広場は3回とか、ここの広場は2回とかとあって、一遍に一気にやるわけではないところもございまして、その辺若干ずれるところはありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） それでは次、2問目の質問に移らさせていただきます。

町の歴史的遺産等の活用についてでございます。

町には他市町に誇れる各種の歴史的遺産とも言えるものが数多く点在している

と思います。古墳群、縄文遺跡、戦国時代の遺跡、旧城下町の名残等々です。

観光振興、地域資源の活用について、町長の所信の中においても触れていました。それぞれの旧3町村内や、それをまたいで眠っていると思われる観光資源等があるのではないのでしょうか。

そこで、これらを含め、町の観光資源として活用ができないものなのかです。もう既に活用されているものがあるならば、その現状等についてお示してください。

そして、先般、町外から訪れた人の声が聞こえました。せっかく立派な歴史的なものが数多く点在しているのに、そのつながり等が全くない。また、案内、看板等も少なく、あっても見えにくい等の声がありました。来町された方への配慮も必要かと思いますが、いかがでしょうか。併せてお答えください。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 町の代表的な歴史遺産であります大本山永平寺や吉寺、松岡古墳群などにつきましては、県や町の観光パンフレット、ホームページなどをはじめ、いろいろな場面で情報発信に努めているところでございます。

道の駅禅の里では、吉峰寺と周辺地域の魅力スポットを組み合わせたまち歩きイベントの開催や、永平寺町観光ボランティアガイドでは『松岡十二曲がりまちあるきガイドブック』を作成するなど、観光客に地域の歴史文化に触れる取組も行っているところでございます。また、周遊に向けた取組にも努めているところでございます。

生涯学習課には歴史文化遺産の専門員さんがいらっしゃいますので、商工観光課としましてもその方から精いっぱい学ばせていただきながら、連携を図り、町が誇る歴史遺産をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

観光案内看板の状況におきましては、昨年度に刷新しました町の観光パンフレットとイメージを統一した、より発信力を高めた観光案内看板の改修、新設を進めているところでございますので、今後も引き続き努めてまいりたいと思います。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 文化財等の看板につきましては、傷み等が激しいものも多かったのですが、近年、毎年のように修繕を行っているところでございます。

松岡古墳群の現場での看板、実は本体は丈夫でございますけれども、表面、表示してある面はアクリル板のため多くが割れ落ちているということがございます。これは承知しているんですけども。しかし、表示内容が専門的な内容で、データがこちらには見つかっておりませんでした。ということで、修復できなかった

というふうな状況でしたけれども、昨年度より会計年度任用職員にて文化財調査員を採用できたということで、その内容についても修復といいますか、改めて直すということができるといふことで、今年度、予算でも計上をしているところでございます。

また、歴史研究会さんより、町なかから松岡古墳群へ案内するような看板などの設置についての要望書もいただいております。今後、整備に向けて検討していくというふうなことで、先日の文化財保護委員会にもその旨ご報告をした次第でございます。

その他についても少しずつ整備してまいりたいと思いますので、また議員さんにも該当箇所のような場所があればご指摘をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 看板も必要やと思いますし、町外から来られた方が1か所だけで帰るのでなく、点から線ですね。せめて半日以上はこの永平寺町でどうか、どうかといろんな時代の歴史を知っていくというようなことも大切かと思えます。そういうようなこともこれからいろいろ考えて、また町民の声を聞きながら進めていただきたいと思っております。

それで、これから新たに取り組もうとしていることはあるのか。それは何かです。埋蔵品や収集や、寄贈された民具等を含め、これらの活用をどのように考えているのか、その計画についての概要をお聞かせください。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） さきのほかの議員さんのご質問でも申し上げましたけれども、現在、文化財の企画展を開催しております。6月1日から9月までということでございますけれども、これは今、第1期、第2期と計画しているように、常設展ではございません。ある程度の期間で入れ替えるということを実施をしたいと思っております。

これらの展示品は四季の森複合施設の地下に置いてあるものを入れ替えて展示したいと思っておりますけれども、実に多くの資料がございます。これらをこの企画展でテーマを変えていくことによって、いろんな資料を見ていただけるものというふうに思っております。

また、展示テーマに即した講演会等も企画をして、より深い学びにつなげたい

というふうに考えております。

これらは、先ほども言いました会計年度任用職員の南氏の知識経験により進められるようになったもので、文化財行政が着実に進められるようになったと感じております。

このほか、写真家のエバレット・ケネディ・ブラウン氏が十二曲がりをはじめとした古くから残る町並みなどについても関心を示されているというふうなことから、地域の皆様と共に相談をしながら、また協働できるような取組ができないかということ考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 今、公民館で行われております企画展、これからずっと続けていくというのではないけど、いろんな形を変えてやっていくということは大切なことだと思います。単発的に終わるのではなく、やはり長期的な視野を持って、せっかく寄贈されたり、また埋蔵品を発掘した貴重なものだと思います。大切にしていきたいと思っております。

以前に上志比村が収集した民具や農具がありました。当時、学校の子どもたちの教材にとの提案をいたしました。残念なことに取り上げてもらえませんでした。その後、民具等は施設の解体時に知らぬ間に処分されてしまいました。せっかく寄贈をされ、収集したものであります。今あるものを大切に、将来に引き継いでいただきたいと思うものでもあります。

教育委員会に一つお願いします。私が子どもころ、旧上志比村の天神遺跡で出土した石器を何点か目にし、また実際に触ってみた記憶があります。今もあるのかどうか、一度調査をしてみてください。これは通告しておりませんので、また後日ご返事をいただければ結構かと思っております。

次に、子ども見守り強化事業についてお伺いいたします。

本年度の当初の説明において、子ども見守り宅食事業の説明をいただきましたが、事業等の内容についてあまり詳しく理解ができませんでした。

そこで、この子ども見守り強化事業との関連というか、いま一度改めてお伺いいたしたいと思っております。

そして、この事業が当初予算の主要事業の新規事業として上げてないように思われますが、なぜかなということをお聞きしたいと思っております。

そこで、第1問目の質問です。社会福祉協議会が実施しているこの事業について

て、町としてはどこまで関与し、把握しているのかです。今年の上志比地区だけと聞いていますが、なぜなのでしょう。

また、この事業について児童福祉に関与しているお方からは疑問というか、実施方法というか、進め方といいますか、どうかというような不安な声が聞こえてきました。主な事業内容は社会福祉委員会の資料によると、子ども見守り強化事業をスタートしました。これ、社協のパンフレットからです。様々な困り事を抱えている子育ての中の家庭を対象に、お弁当や食材をお届けする事業です。また、訪問する中で子どもさんや親ごさんからの相談や必要に応じて生活支援や見守りを行っていきます。現在は上志比地区を中心に行っていますが、今後、松岡地区や永平寺地区にも取り上げる予定をしていると出ております。仕事は食材のお弁当の宅配、状況の把握と学習支援となっております。

また、厚生省のホームページを見ますと、これと同じことだと思いますが、子ども見守り強化アクションプラン、また支援対象児童等見守り強化事業、これ同じだと思います。この支援対象児童見守り強化事業は、今年の3月ですかね、全国29都道府県。これは3月時点ですけど、65の市区町村、この中に永平寺町も含まれておりました。この支援対象児童と見守り強化事業、子ども見守り強化アクションプラン、それから社協がやってる子ども見守り強化事業、町が予算しておりました、予算の中には子ども見守り宅食事業、それぞれ名称も違うし、中身もちょっと分からないんですけど、これも含めて一遍ご説明をしていただきたいと思います。

厚生労働省のあれの中にはいろんな対象児童のとか、事業の内容が書いてあります。ちょっと見ますと、学校等の——これもコロナ対策でできた事業みたいですね。学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクも高まっていると。今後も地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組に加え、様々な地域ネットワークを総動員して支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保すると。そのことによって児童の虐待の早期発見、早期対応につなげるために子ども見守り強化アクションプランを実施するというので、それぞれ事業名が4つあるんですね。どれがどうかというのだけちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業名の選定については、私どもも何とも申し上げられないんですけど、アクションプランに基づく事業であり、見守り強化事業に

準じた事業を今回、令和2年度と令和3年度において永平寺町子ども見守り宅食支援事業として実施するものです。

国保事業でございまして、令和2年度の補正予算でスタートしました。この際には、社会福祉協議会にぜひ事業に取り組んでいただきたいというお願いの下にスタートしたものでございます。

令和3年度も社会福祉協議会のほうでは事業を継続してやっていただけるものと、やっていただいております。その後においても松岡地区、永平寺地区においても同様の事業に取り組んでいただくことを前提に募集したいということを思っております。

いずれにしても、コロナ禍において子どもの見守りも不足している部分もございます。それから、経済的困窮の場合もあります。支援が必要な子どもに対して必要な支援をしていく、見守りをして安全を図っていく、早期発見につなげていくというのが私どもの願いでございます。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 社協がされてる子ども見守り強化事業、これは昨年と今年事業内容全く変わっているんですね。事業名は同じかもしれませんが、やっていることが何か違うように思われます。実際、去年された。2年度と3年度。これは町が把握してるのかどうかは分かりませんが、私がちょっと調べた限りでは、やられていることが、今年からやり出したことについては何か変わったように思われます。変わったことをやっているように思われましたので質問させていただいたんですけど、それは把握されておりますか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業内容としては大きくは変わっていないと認識しております。スタート時点と令和3年度においてやり方等について事業者さんのほうで改善したということは聞いておりますが、大きく変わったというところでは聞いておりません。

○議長（奥野正司君） 齋藤君。

○6番（齋藤則男君） これについては厚生労働省のを見ると実施主体は市町村になっています。よく調べると委託をされてもいいということは出てるんですけど。だから、町の事業ですね、これは。社協の事業ですか、町の事業ですか。厚労省のアクションプランとかこんなのを見ると、実施主体は市町村となっておりますけど、これはどちらですか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 町としましては事業実施要綱を定めて、補助事業で実施しております。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） そうすると、町の事業として考えればよろしいですね。そうですね。

この事業の対象者の選定はどのようになっているのですかということです。

このアクションプランとか見守り見ると、対象事業というのは支援対象児童、何か支援対象者がどのように把握されているのか、なっているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、町内にはこのような対象家族が何家族ぐらいいると予想されているのかとか、またこれに関わる職員ですね。今、宅配をされていると思いますけど、「宅配の食の衛生管理、また学習支援や生活相談等々に当たる」って書いてあるんですけど、経験や資格等の必要性というのはあるのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業実施要綱のほうに定めております。対象としている子どもは、大きくは支援を必要としているお子さんと捉えております。

運用に当たっては明確に事業できる人、できる子、できない子というのを線引きするということはあまりしないようにということで事業者さんには伝えております。

子ども食堂においても利用できる子、できない子というところでは色分けが発生しますので、宅食という事業に進化している状況もございます。ですから、今回のような事業についても明確な線引きは別にしなくていいですよ、対象児として選定する分には要対協の名簿登載者などということではうたっておりますけれども、大きくは捉えるようにとは伝えております。

それから、利用者さんがこの補助事業について申込みをして利用するということが前提でございます。ですから、実際、地域で見守るということ、そういった点もございますので、事業者さんのほうに専門職の配置とか、そういうところまでは求めておりません。現実には地域で見守る。生活支援体制整備の中でも申し上げたとおり、地域として地域が取り組むということが私どもとしては前提になってきております。

今回、社会福祉協議会のほうで事業に取り組んでいただきましたけれども、今後の発展的な中では地域でこういった事業に取り組む専門職の配置がなくても地域で見守るといった体制を望んでおりますので、将来的はそういうところを期待しております。

それから、現在の社協さんの専門職ですが、地域福祉推進課においてはケアマネさんと、それから社会福祉士の資格を持った方が担当しております。それから、訪問に当たっては男女1人ずつのペア、複数で訪問するような体制を取っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 厚生労働省から出てるいろんな資料を見ると、どうもやられてる内容が私にはちょっとうん？と首を傾げたくなるようなこともあります。そしてまた、そういう児童福祉に携わっている人にもお聞きをいたしました。ところが、その人らについてもあまりもう、ああ、いいことやとかというようなもろ手を挙げて賛成するようなご返事をいただかなくて、いろんなご意見を申し上げましたが、今の状況でやむを得んかなとかっていう、あまりはっきりした明確な答えが受けられなかったから、こういう質問させていただきました。町として、町の事業です。ただ、社協に丸投げしてるというような感じにも受け取られます。

内容についても、町としてその指導力を強く発揮していただきまして、ただ、社協は補助金をもらってやっているって。社協のことを悪く言うわけではございませんが、ちょっとそのようにも受け取れる節があります。だから、町もひとつそこら辺を強く指導力を発揮していただき、ただ単に事業を消化するのではなく、恩恵を受ける者が惨めな思いを、ただ施しを受けるような惨めな思いをさせないような事業として進めていただきたいと思います。と思っています。

ご回答ありますか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） どう解釈していいのかちょっと悩みますけれども、支援が必要な方には支援をしていく。その支援が必要なタイミングというのがいろいろあるかと思えます。その事業においても線引きについては非常に難しいと重ねて申し上げますし、決して押し売りとか、そういった形にはなっていないと認識しております。

○議長（奥野正司君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） その事業内容をもう一遍、再度、もう一度、社協のやられていることについて精査をしていただくのがいいんじゃないかなと、私はそういう気がして質問をさせていただきました。

この対象児童が云々というのでもなく、どうも何かそこら辺が納得いかない。ただ、そういう児童福祉をしてる方からお聞きしたものですから、こういう質問をさせていただきましたので、そこら辺をひとつお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 3時02分 休憩）

（午後 3時02分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日6月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 3時03分 延会）